

**令和6年度
広島市障害福祉サービス等事業者
集団指導研修 資料集
(共通編)**

令和7年2月

広島市健康福祉局障害福祉部

障害自立支援課

目次

項目 1 基準条例

- ・ 広島市HP（広島市障害者総合支援法施行条例）・・・P. 1
- ・ 広島市障害者総合支援法施行条例・・・P. 3
- ・ 広島市HP（広島市児童福祉施設設備基準等条例）・・・P. 15
- ・ 広島市児童福祉施設設備基準等条例・・・P. 17

項目 2 業務管理体制の整備

- ・ 広島市HP（業務管理体制の整備について）・・・P. 26
- ・ 厚生労働省通知「業務管理体制の整備等の施行について」・・・P. 31
- ・ 厚生労働省事務連絡「障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ&Aについて」・・・P. 39
- ・ 厚生労働省事務連絡「障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ&A（その2）について」・・・P. 43
- ・ 広島市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領・P. 45

項目 3 障害福祉サービス等情報公表制度

- ・ 広島市HP（障害福祉サービス等情報公表制度について）・・・P. 48
- ・ 厚生労働省通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」・・・P. 50
- ・ 広島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領・・・P. 61
- ・ 入力をお願いする事項【必須】（2024年度）・・・P. 71

項目 4 災害被害発生時の報告

- ・ 広島市HP（障害福祉サービス事業所等における防災対策の徹底について）・・・P. 90
- ・ 災害時情報共有システムパンフレット・・・P. 92

項目 5 事故・感染症発生の報告

- ・ 広島市HP（障害福祉サービス事業所等における事故等発生状況報告書について）・・・P. 94

項目 6 指定更新

- ・ 広島市HP（指定更新申請書（障害福祉サービス（訪問系サービス）・移動支援事業協定締結依頼（協定期間満了時））・・・P. 95
- ・ 広島市HP（指定更新申請書（障害福祉サービス（訪問系サービス除く）・障害者支援施設））・・・P. 96
- ・ 広島市HP（指定更新申請書（障害児通所支援・障害児入所施設））・・・P. 97
- ・ 広島市HP（指定更新申請書（特定・障害児相談支援事業、一般相談支援事業））・・・P. 98

目次

項目 7 指定障害福祉サービス等の運営等に関する質問

- ・ 広島市HP（指定障害福祉サービス等の運営に関する質問票）・・・P. 99
- ・ 質問票様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 100

項目 8 請求事務

- ・ 広島市HP（利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書について）・・・・・・・・P. 102
- ・ 広島市HP（介護給付費等過誤申立書様式について）・・・・P. 103
- ・ 過誤申立について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 104
- ・ 過誤申立書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・P. 105

広島市障害者総合支援法施行条例の制定について

ページ番号：0000018664 更新日：2024年6月21日更新

政府が進める地域主権改革に伴い、これまで国が定めていた指定障害福祉サービス等の運営に関する基準等を、地方公共団体が条例で定めることになり、本市では、「広島市障害者自立支援法施行条例」（平成18年広島市条例第33号）（現「広島市障害者総合支援法施行条例」）を改正し、平成25年4月1日から施行しています。

この条例では、地域の実情に応じた基準等を設けることが可能となったことを踏まえ、国が定める基準（省令基準）を精査し、(1)サービス利用者等の処遇向上、(2)事業者の適正な事業運営の確保、(3)事業者の円滑な事業運営の確保の3点の視点から、**省令基準と異なる基準（独自基準）を設けています。**

また、独自基準以外の基準については、これまでどおり省令基準を適用しています。

なお、指定地域相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業の基準については、条例で定める対象とされていないことから、引き続き省令基準が適用されます。

※ 「広島市障害者総合支援法施行条例」は、ページ下部の「関連情報」からご覧ください。

独自基準の概要

独自基準の項目	独自基準の内容	
一般原則・基本方針	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
運営規程の記載事項	事業者は、利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。	
金銭管理規程の整備 (短期入所、共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。)	事業者は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者にとって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。	
管理者の研修の機会の確保	事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施 (共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。)	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
	水、食料品等の備蓄 (共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。)	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
	地域住民等との日頃からの連携 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスを除く。)	事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
苦情処理解決	事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。	
サービスの提供に係る計画の見直し (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援	サービス提供責任者は、そのサービスに係る計画作成後においても、少なくとも1年に1回以上、当該計画の見直しを行わなければならない。	

<p>護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスに限る。)</p>	
<p>その他 (地域活動支援センター及び福祉ホームに限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要事項の説明及び同意（義務） ● 市町村又は相談支援事業が行う連絡調整への協力（努力義務） ● 受給資格等の確認（義務） ● 利用者の状況等の把握（努力義務） ● 他事業者等との連携（努力義務） ● 緊急時対応（義務） ● 相談及び援助（努力義務） ● 身体拘束等の禁止（義務） ● 地域との連携（努力義務） ● 食事の提供に当たっての必要な措置（努力義務）【地域活動支援センターのみ】 ● 健康管理（努力義務）【地域活動支援センターのみ】 ● 協力医療機関（努力義務）

関連情報

 [広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 \[PDFファイル/229KB\]](#) (広島市障害者総合支援法施行条例)

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256
jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

○広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

平成18年3月29日

条例第33号

改正 平成24年3月27日条例第20号

平成24年12月18日条例第59号

(この条例で題名改正)

平成25年3月28日条例第14号

平成26年3月28日条例第25号

平成27年3月13日条例第18号

平成28年3月29日条例第22号

平成30年3月29日条例第19号

平成31年3月15日条例第11号

令和3年3月29日条例第21号

令和3年6月29日条例第43号

令和4年3月18日条例第25号

令和6年3月28日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24条例59・一部改正)

(広島市障害支援区分認定等審査会の委員の定数)

第2条 法第15条の規定に基づき設置する広島市障害支援区分認定等審査会の委員の定数は、80人以内とする。

(令3条例43・一部改正)

(基準該当事業所の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定めるものは、次項から第10項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の5、第125条の6、第163条から第164条まで、第172条

から第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第224条までに規定する基準とする。

- 2 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して基準該当障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に基準該当障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 3 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った基準該当障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 4 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定障害福祉サービス基準省令第48条第1項又は第2項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準省令第26条第1項のサービス提供責任者は、そのサービスに係る計画作成後においても、少なくとも1年に1回以上、当該計画の見直しを行わなければならない。
- 6 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、その運営規程に利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めなければならない。
- 7 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。)は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。
- 8 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 9 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。)は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
- 10 基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、その提供したサービスに関する利用者

及びその家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

(平24条例59・追加、平25条例14・平26条例25・平28条例22・平30条例19・平31条例11・令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正)

(指定障害福祉サービス事業者の指定に係る対象者)

第4条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合及びこれらの規定(法第37条第2項において準用する同号を除く。)を法第41条の2第1項の規定により適用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項に規定する者とする。

(平24条例59・追加、平25条例14・平30条例19・平31条例11・一部改正)

(指定障害者支援施設の指定に係る対象者)

第5条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の24の2第1項に規定する者とする。

(平24条例59・追加、平25条例14・平30条例19・一部改正)

(共生型障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準)

第6条 法第41条の2第1項各号に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定障害福祉サービス基準省令第3条、第43条の2から第43条の4まで、第93条の2から第93条の5まで、第125条の2から第125条の4まで、第162条の2から第162条の5まで、第171条の2から第171条の4まで及び第224条に規定する基準とする。

2 第3条第5項から第10項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。

この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス基準省令第48条第1項又は第2項において読み替えて準用する」とあるのは「指定障害福祉サービス基準省令第43条の4において準用する」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「共生型障害福祉サービス事業者は」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業)」とあるのは「共生型障害福祉サービス事業者(短期入所に係る共生型障害福祉サービスの事業)」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業)」とあるのは「共生型障害福祉サービス事業者(居宅介護又は重度

訪問介護に係る共生型障害福祉サービスの事業」と読み替えるものとする。

(平31条例11・追加、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正)

(指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準)

第7条 法第43条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

(1) 指定障害福祉サービス基準省令第3条から第43条まで、第49条から第72条まで、第74条から第93条まで、第114条から第125条まで、第126条から第136条まで、第155条から第162条まで、第165条から第168条まで、第169条の2から第171条まで、第174条から第202条まで、第206条の2から第206条の16まで、第206条の18から第213条の22まで、第215条、第216条及び第224条並びに附則第4条から第12条まで、第14条及び第18条から第23条まで

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第3条から第5条まで

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第5号)附則第2項

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令(令和6年/内閣府/厚生労働省/令第3号)附則第2条

2 指定障害福祉サービス事業者(共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。)は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者(共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。)は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。

4 第3条第5項から第10項まで(就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスにあつては、第6項を除く。)の規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「指定障害福祉サービス基準省令第48条第1項又は第2項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準省令第26条第1

項」とあるのは「指定障害福祉サービス基準省令第26条第1項（指定障害福祉サービス基準省令第43条において準用する場合を含む。）及び第134条第1項」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者は」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業)」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（短期入所又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業）」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業）」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業）」と読み替えるものとする。

（平24条例59・追加、平25条例14・平26条例25・平27条例18・平30条例19・一部改正、平31条例11・旧第6条繰下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正）

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準）

第8条 法第44条第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準省令」という。）第3条から第52条まで及び第54条から第57条まで並びに附則第15条から第20条まで

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項

2 第3条第6項から第10項まで並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「指定障害者支援施設等は」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」及び「指定障害福祉サービス事業者(共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」とあるのは「指定障害者支援施設等」と読み替えるものとする。

（平24条例59・追加、平25条例14・平30条例19・一部改正、平31条例11・旧第7

条線下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令4条例25・令6条例19・一部改正)

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準)

第9条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準のうち障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは、次項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第3条から第59条まで及び第61条から第92条まで並びに附則第3条から第8条までに規定する基準とする。

2 第3条第6項、第9項及び第10項の規定は、前項に規定する条例で定める基準のうち障害福祉サービス事業に係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う者は」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」とあるのは「障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う者」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(平24条例59・追加、平25条例14・一部改正、平31条例11・旧第8条線下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正)

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第10条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準のうち地域活動支援センターに係るものは、次項から第17項までに規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第2条から第19条までに規定する基準とする。

2 地域活動支援センターは、障害者が地域活動支援センターの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、地域活動支援センターの利用の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

3 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

らない。

- 4 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用の申込みを受けた場合は、利用資格の有無等を確認しなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 6 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。）、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 7 地域活動支援センターは、地域活動支援センターの利用の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 8 地域活動支援センターの職員は、利用者が現に地域活動支援センターを利用しているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 9 地域活動支援センターは、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 10 地域活動支援センターは、地域活動支援センターを利用させるに当たっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 11 前項ただし書の規定により、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 12 地域活動支援センターは、その事業の運営に当たっては、地域住民等又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 13 地域活動支援センターは、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関し説明を行わなければならない。
- 14 地域活動支援センターは、利用者に対し食事の提供を行う場合は、次に掲げる事項に配慮するよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、

利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うこと。

(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。

(3) 献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けること。

15 地域活動支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

16 地域活動支援センターは、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

17 第3条第6項、第9項及び第10項の規定は、第1項の条例で定める基準のうち地域活動支援センターに係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「地域活動支援センターは」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」とあるのは「地域活動支援センター」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

（平24条例59・追加、平25条例14・一部改正、平31条例11・旧第9条繰下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正）

（福祉ホームの設備及び運営の基準）

第11条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準のうち福祉ホームに係るものは、次項及び第3項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第2条から第18条まで及び附則第2条に規定する基準とする。

2 福祉ホームは、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 第3条第6項、第7項、第9項及び第10項、第7条第2項及び第3項並びに前条第2項から第12項まで及び第16項の規定は、第1項の条例で定める基準のうち福祉ホームに係るものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「福祉ホームは」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」、「指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」及び「地域活動支援センター」とあるのは「福祉ホーム」と、「従業者及び管理者」とあ

るのは「職員」と、「従業者、管理者等」とあるのは「職員等」と読み替えるものとする。

(平24条例59・追加、平25条例14・一部改正、平31条例11・旧第10条線下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正)

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第12条 法第84条第1項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準省令」という。)第3条から第41条まで及び第43条から第44条まで並びに附則第15条から第19条まで

(2) 令和6年改正省令附則第2条第3項及び第4項

2 第3条第6項、第7項、第9項及び第10項並びに第7条第2項及び第3項の規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は」とあるのは「障害者支援施設は」と、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」、「基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）」及び「指定障害福祉サービス事業者(共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものに限る。）」とあるのは「障害者支援施設」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、「従業者、管理者等」とあるのは「職員等」と読み替えるものとする。

(平24条例59・追加、平25条例14・一部改正、平31条例11・旧第11条線下・一部改正、令3条例21・令3条例43・令6条例19・一部改正)

(過料)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料を科する。

(1) 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくはは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくはは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しく

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- (3) 法第24条第2項、第25条第2項、第51条の9第2項又は第51条の10第2項の規定による受給者証又は地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(平24条例20・一部改正、平24条例59・旧第3条繰下、平31条例11・旧第12条繰下・一部改正)

第14条 前条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納付期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例59・旧第4条繰下、平31条例11・旧第13条繰下)

(委任規定)

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例59・追加、平31条例11・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号及び第2号（法第6条のサービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第20号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第59号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第4項（改正後の第7条第2項、第8条第2項、第9条第17項、第10条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）及び第5項（改正後の第7条第2項、第10条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第14号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第2条、第6条第5項、第7項及び第8項、第7条第2項、第10条第3項並びに第11条第2項の改正規定、第2条（「第5条

第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)の規定、第3条中広島市湯来福祉会館条例第3条第5号の改正規定(「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。)、第4条(「第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「第5条第15項」に改める部分に限る。)の規定、第5条中広島市重度心身障害者医療費補助条例第3条第1項第1号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び同条例附則第7項の改正規定(「第5条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「第5条第15項」に改める部分に限る。)、第6条中広島市中心身障害者福祉センター条例第3条第5号の改正規定(「同条第13項」を「同条第12項」に改める部分に限る。)及び同条第6号の改正規定(「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。)、第7条中広島市障害者デイサービスセンター条例第3条第1号の改正規定(「同条第13項」を「同条第12項」に改める部分に限る。)及び同条第2号の改正規定(「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。)、第8条中広島市皆賀園条例第3条第2号の改正規定(「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。)、同条第3号の改正規定(「第5条第15項」を「第5条第14項」に改める部分に限る。)及び同条例第5条第1号の改正規定(「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める部分に限る。)、第10条(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)の規定並びに第11条中広島市総合リハビリテーションセンター条例第4条第3号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。)及び同条例第7条第1号の改正規定(「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「第37条第2項」の右に「及び第41条第4項」を加える部分に限る。)、第5条の改正規定及び第6条第1項第1号の改正規定(「附則第5条」を「附則第4条」に改める部分に限る。)は、

公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第11号 抄）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第21号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日条例第43号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第2条の見出しの改正規定及び同条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第19号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市児童福祉施設設備基準等条例の制定について

ページ番号：0000018667 更新日：2024年6月21日更新

政府が進める地域主権改革に伴い、これまで国が定めていた指定障害児通所支援等の運営に関する基準等を、地方公共団体が条例で定めることになり、本市では、平成24年12月18日に「広島市児童福祉施設設備基準等条例」(平成24年広島市条例第58号)を公布し、平成25年4月1日から施行しています。

この条例では、地域の実情に応じた基準等を設けることが可能となったことを踏まえ、国が定める基準(省令基準)を精査し、(1)サービス利用者等の処遇向上、(2)事業者の適正な事業運営の確保、(3)事業者の円滑な事業運営の確保の3点の視点から、**省令基準と異なる基準(独自基準)**を設けています。

また、独自基準以外の基準については、これまでどおり省令基準を適用しています。

なお、指定障害児相談支援の事業の基準については、条例で定める対象とされていないことから、引き続き省令基準が適用されます。

※ 「広島市児童福祉施設設備基準等条例」は、ページ下部の「関連情報」からご覧ください。

独自基準の概要(指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援に限る。)

独自基準の項目		独自基準の内容
一般原則 (基準該当児童発達支援事業者等に 限る。)		事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
運営規程の記載事項		事業者は、障害児に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。
管理者の研修の機会の確保		事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施 (指定障害児入所施設に限る。)	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
	水、食料品等の備蓄 (指定障害児入所施設に限る。)	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、障害児、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
	地域住民等との日頃からの連携	事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
苦情処理解決		事業者は、その提供したサービスに関する障害児、保護者及びその家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

関連情報

 [広島市児童福祉施設設備基準等条例 \[PDFファイル/203KB\]](#)

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

○広島市児童福祉施設設備基準等条例

平成24年12月18日

条例第58号

改正 平成25年9月30日条例第35号
平成26年10月1日条例第56号
平成29年3月24日条例第16号
平成30年3月29日条例第17号
平成31年3月15日条例第11号
令和元年12月17日条例第22号
令和3年3月29日条例第18号
令和3年6月29日条例第42号
令和4年3月18日条例第24号
令和5年3月16日条例第14号
令和6年3月28日条例第15号
令和6年3月28日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合及びこれらの規定を法第21条の5の17第1項の規定により適用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）、第24条の12第1項及び第2項、第34条の8の2第1項、第34条の16第1項並びに第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(平26条例56・平30条例17・平31条例11・一部改正)

(基準該当通所支援事業の人員、設備及び運営の基準)

第2条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、次項から第9項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第54条の6から第54条の12まで、第71条の3から第71条の6まで及び第83条に規定する基準とする。

2 基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「基準該

当児童発達支援事業者等」という。)は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して基準該当通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に基準該当通所支援を提供しなければならない。

- 3 基準該当児童発達支援事業者等は、当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った基準該当通所支援の提供に努めなければならない。
- 4 基準該当児童発達支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 5 基準該当児童発達支援事業者等は、当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 基準該当児童発達支援事業者等は、その運営規程に障害児に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を定めなければならない。
- 7 基準該当児童発達支援事業者等は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 8 基準該当児童発達支援事業者等は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
- 9 基準該当児童発達支援事業者等は、その提供した基準該当通所支援に関する障害児及び通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

（平25条例35・平30条例17・平31条例11・令3条例18・令3条例42・令5条例14・令6条例15・一部改正）

（指定障害児通所支援事業者の指定に係る対象者）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合及びこれらの規定を法第21条の5の17第1項の規定により適用する場合を含む。）の条

例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項に規定する者とする。

（平30条例17・平31条例11・一部改正）

（共生型障害児通所支援事業の人員、設備及び運営の基準）

第4条 法第21条の5の17第1項各号に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定通所支援基準省令第3条、第54条の2から第54条の5まで、第71条の2及び第83条に規定する基準とする。

2 第2条第6項から第9項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「共生型障害児通所支援事業者」と、同条第9項中「基準該当通所支援」とあるのは「共生型通所支援」と読み替えるものとする。

（平31条例11・追加、令3条例18・令3条例42・令5条例14・令6条例15・一部改正）

（指定通所支援事業の人員、設備及び運営の基準）

第5条 法第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

(1) 指定通所支援基準省令第3条から第45条まで、第47条から第54条まで、第65条から第71条まで、第71条の7から第75条まで及び第79条から第83条まで並びに附則第3条

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年1月改正府令」という。）附則第2条から第6条まで

2 第2条第6項から第9項までの規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「指定障害児通所支援事業者」と、同条第9項中「基準該当通所支援」とあるのは「指定通所支援」と読み替えるものとする。

（平30条例17・一部改正、平31条例11・旧第4条繰下・一部改正、令3条例18・令3条例42・令5条例14・令6条例15・令6条例37・一部改正）

（指定障害児入所施設の指定に係る対象者）

第6条 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、児童福祉法施行規則第25条の21の2第1項に規定する者とする。

(平30条例17・一部改正、平31条例11・旧第5条線下)

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準)

第7条 法第24条の12第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第3条から第42条まで及び第44条から第58条まで並びに附則第2条及び第3条に規定する基準とする。

- 2 指定障害児入所施設は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、障害児、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 4 第2条第6項から第9項までの規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「指定障害児入所施設」と、同条第9項中「基準該当通所支援」とあるのは「指定入所支援」と、「通所給付決定保護者」とあるのは「入所給付決定保護者」と読み替えるものとする。

(平30条例17・一部改正、平31条例11・旧第6条線下・一部改正、令3条例18・令3条例42・令4条例24・令5条例14・令6条例15・一部改正)

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)

第8条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）第2条から第21条まで（第10条第3項を除く。）に規定する基準とする。

- 2 放課後児童健全育成事業所には、利用者（放課後児童健全育成事業基準省令第1条第2項に規定する利用者をいう。）の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画（放課後児童健全育成事業基準省令第9条第1項に規定する専用区画をいう。）を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能を備えた区画（その面積が、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上のものに限る。）と静養するための機能を備えた区画とを分離して設けることができる。
- 3 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって同項の研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに採用された者であって、その新たに採用された日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）でなければならない。

い。

- 4 第2条第5項の規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、同条第5項中「基準該当児童発達支援事業者等は」とあるのは「放課後児童健全育成事業者は」と、「当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、」とあるのは「利用者（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第1条第2項に規定する利用者をいう。）の」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

（平26条例56・追加、平31条例11・旧第7条繰下・一部改正、令元条例22・令5条例14・令6条例15・一部改正）

（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準）

- 第9条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、次項から第5項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。）第2条から第12条まで及び第14条から第49条まで（第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号。以下「令和6年3月改正府令」という。）附則第2項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年3月改正府令第2条の規定による改正前のこれらの規定）並びに附則第2条第2項及び第3条に規定する基準とする。

- 2 家庭的保育事業者等は、その職員、財産、収支及び利用乳幼児（家庭的保育事業等基準省令第1条第2項に規定する利用乳幼児をいう。次項において同じ。）の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、本市が支弁する法第51条第5号に規定する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。
- 3 第1項において引用する家庭的保育事業等基準省令第23条第3項、第31条第2項（保育従事者の数のうちに保育士の数が占める割合に係る部分に限る。）、第34条第2項及び第47条第2項（保育従事者の数のうちに保育士の数が占める割合に係る部分に限る。）に規定する基準については、市長は、保育士の供給状況等に応じた適切な事業運営の確保又は利用乳幼児の安全を確保するための体制の充実のため、規則で定めるところにより、当該基準に従う範囲内で加重することができる。
- 4 保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人に

つき3.3平方メートル以上とする。

- 5 第2条第5項及び第8項の規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、同条第5項中「基準該当児童発達支援事業者等は」とあるのは「家庭的保育事業者等は」と、「当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、」とあるのは「利用乳幼児（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する利用乳幼児をいう。）の」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、同条第8項中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「家庭的保育事業者等」と読み替えるものとする。

（平26条例56・追加、平31条例11・旧第8条繰下・一部改正、令3条例42・令5条例14・令6条例15・令6条例37・一部改正）

（児童福祉施設の設備及び運営の基準）

第10条 法第45条第1項に規定する条例で定める基準は、次項から第6項までに規定するもののほか、次に掲げる規定に規定する基準とする。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第2条から第36条の2まで（第33条第2項については、令和6年3月改정부令附則第2項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年3月改정부令第1条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項）、第37条から第65条まで、第67条、第72条から第85条まで及び第87条から第88条の11まで
 - (2) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第2条
 - (3) 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項
 - (4) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）附則第2条、第3条及び第5条
 - (5) 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第110号）附則第2条
 - (6) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）附則第2条から第4条まで
 - (7) 令和6年1月改정부令附則第7条から第10条まで
- 2 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設、児

童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。)は、入所している者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所している者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。

3 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童発達支援センターを除く。)は、その職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。

(1) 助産施設及び母子生活支援施設 本市が支弁する法第50条第6号の2に規定する費用

(2) 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 本市が支弁する法第50条第7号に規定する費用

(3) 保育所 本市が支弁する法第51条第5号に規定する費用

(4) 児童家庭支援センター 本市が支弁する当該児童家庭支援センターの運営のための費用

4 児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設を除く。)は、その行った援助に関する入所している者及びその保護者等からの苦情に対応するために、その職員以外の者を関与させなければならない。

5 児童館等屋内の児童厚生施設には、静養することができる場所を設けなければならない。

6 第2条第5項及び第8項、第7条第2項及び第3項並びに前条第4項の規定は、第1項の条例で定める基準について準用する。この場合において、第2条第5項中「基準該当児童発達支援事業者等は」とあるのは「児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)は」と、「当該基準該当児童発達支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、」とあるのは「入所している者の」と、「従業者及び管理者」とあるのは「職員」と、同条第8項中「基準該当児童発達支援事業者等」とあるのは「児童福祉施設(幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設を除く。)」と、第7条第2項及び第3項中「指定障害児入所施設」とあるのは「児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。)」と、「障害児、従業者、管理者等」とあるのは「入所している者、職員等」と、前条第4項中「保育所型事業所内保育事業所」とあるのは「保育所」と読み替えるものとする。

(平26条例56・旧第7条繰下・一部改正、平29条例16・一部改正、平31条例11・

旧第9条繰下・一部改正、令3条例18・令3条例42・令5条例14・令6条例15・
令6条例37・一部改正)

(委任規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平26条例56・追加、平31条例11・旧第10条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第4条第3項(第6条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に存する保育所(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。)については、第10条第6項において読み替えて準用する第9条第4項中「3.3平方メートル」とあるのは、「1.65平方メートル」とする。

(平26条例56・平31条例11・一部改正)

附 則(平成25年9月30日条例第35号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日条例第56号)

改正 平成31年3月15日条例第11号

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

- 2 この条例の施行の際現に利用者(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。)第1条第2項に規定する利用者をいう。)の支援を行う放課後児童健全育成事業についてのこの条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間における広島市児童福祉施設設備基準等条例第8条第1項において引用する放課後児童健全育成事業基準省令第9条第2項及び第10条第4項並びに同条例第8条第2項の規定の適用については、同条第1項において引用する放課後児童健全育成事業基準省令第9条第2項及び同条例第8条第2項の規定中「おおむね1.65平方メートル」とあるのは「1.00平方メートル」と、同条第1項において引用する放課後児童健全育成事業基準省令第10条第4項中「おおむね40人」とあるのは「60人」とする。

(平31条例11・一部改正)

附 則 (平成29年3月24日条例第16号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第11号)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例(平成26年広島市条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (令和元年12月17日条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日条例第18号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月29日条例第42号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第15号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第37号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 広島市児童福祉施設設備基準等条例は、広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部を改正する条例(令和6年広島市条例第15号)によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

業務管理体制の整備について

ページ番号：0000018727 更新日：2024年9月27日更新

平成24年4月1日から、障害者(児)施設・事業者は、法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

詳細については、【6 関係通知等】をご覧ください。

1 整備する業務管理体制の内容

事業所等の数(※1)	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者(※2)の選任	法令遵守規程(※3)の整備	業務執行の状況の監査を定期的実施
20未満	必要	—	—
20以上100未満	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

(※1)

事業所等の数は、指定を受けているサービス種別ごとに1事業所等とカウントします。このため、事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所としてカウントします。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに1事業所等とカウントします。

なお、「障害者支援施設」が施設入所支援、生活介護、自立訓練のサービスを提供する場合は、指定件数が1件であるため、1事業所等とカウントします。

例1)同一事業所で居宅介護、重度訪問介護の指定を受けている場合

- 障害者総合支援法第51条の2に基づく届出：事業所数2

例2)多機能型事業所で生活介護と就労継続支援B型の指定を受けている場合

- 障害者総合支援法第51条の2に基づく届出：事業所数2

例3)児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援、特定相談支援の指定を受けている場合

- 児童福祉法第21条の5の26に基づく届出：事業所数2(児童発達支援、放課後等デイサービス)
- 児童福祉法第24条の38に基づく届出：事業所数1(障害児相談支援)
- 障害者総合支援法第51条の31に基づく届出：事業所数1(特定相談支援)

※従たる事業所や出張所は、事業所数にカウントしません。

※地域生活支援事業（移動支援等）は、事業所数にカウントしません。

(※2)

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法や児童福祉法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが想定されています。また、法務部門を設置していない

事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることもできます。

(※3)

業務が法令に適合することを確保するための規程です。

2 業務管理体制の整備に関する届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者
(1)事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
(2)「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	
(3)上記に加え、「法令遵守規程」の概要(※1)	事業所等の数が20以上の事業者
(4)上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要(※2)	事業所等の数が100以上の事業者

(※1)

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので差し支えありません。

(※2)

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないのでご注意ください。

なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

詳細は、以下の1及び2をご覧ください。

1. 障害者総合支援法

- ア 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設
- イ 障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
 -  [届出先\(340KB\)\(PDF文書\)](#)
 -  [届出先確認フローチャート\(91KB\)\(PDF文書\)](#)

2. 児童福祉法

- ア 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者
- イ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設
- ウ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者
 -  [届出先\(344KB\)\(PDF文書\)](#)
 -  [届出先確認フローチャート\(82KB\)\(PDF文書\)](#)

広島市の提出先

届出先が広島市となる場合は、郵送又はEメールによりご提出ください。

【提出先】

〒730-8586

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局障害自立支援課

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

広島県の提出先

届出先が広島県となる場合は、広島県ホームページから提出方法をご確認ください。

[業務管理体制の整備](#) <外部リンク>

厚生労働省の提出先

届出先が厚生労働省となる場合は、厚生労働省ホームページから提出方法をご確認ください。

[障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp) <外部リンク>

4 届出様式

障害者総合支援法

届出が必要となる事由	根拠条文	様式
(1)業務管理体制の整備に関して届け出る場合 ※全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。	<ul style="list-style-type: none">第51条の2第2項第51条の31第2項	
(2)事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届出先区分の変更が生じた場合 ※この区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方 に届け出る必要があります。 例：広島市のみで事業展開していた事業者が、新たにB市においても事業を開始した場合 届出先 広島市長 → 広島県知事に変更	<ul style="list-style-type: none">第51条の2第4項第51条の31第4項	 様式第1号 [Wordファイル /28KB]
(3)届出事項に変更があった場合 ※ 以下の場合は変更の届出の必要はありません。 <ul style="list-style-type: none">事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	<ul style="list-style-type: none">第51条の2第3項第51条の31第3項	 様式第2号 [Wordファイル /20KB]

児童福祉法

届出が必要となる事由	根拠条文	様式
(1)業務管理体制の整備に関して届け出る場合 ※全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。	<ul style="list-style-type: none">第21条の5の26第2項第24条の19の2第24条の38第2項	
(2)事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届出先区分の変更が生じた場合 ※この区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方 に届け出る必要があります。 例：広島市のみで事業展開していた事業者が、新たにB市においても事業を開始した場合 届出先 広島市長 → 広島県知事に変更	<ul style="list-style-type: none">第21条の5の26第4項第24条の19の2第24条の38第4項	 様式第3号 [Wordファイル/18KB]
(3)届出事項に変更があった場合 ※ 以下の場合は変更の届出の必要はありません。 <ul style="list-style-type: none">事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	<ul style="list-style-type: none">第21条の5の26第4項第24条の19の2第24条の38第3項	 様式第4号 [Wordファイル/17KB]

5 業務管理体制確認検査

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、業務管理体制の整備状況等について確認検査を実施します。

一般検査

- 業務管理体制の届出内容を確認するため、概ね6年に1回実施します。
検査対象の事業者には通知をお送りしますので、指定された期日までに検査調書を郵送又はEメールにより障害自立支援課へご提出ください。
- 原則、書面検査により実施しますが、不備又は不明瞭な点があると認められる場合は、別途業務管理体制の運用状況の聴取等を行うことがあります。

検査調書

 [業務管理体制検査調書 \[Excelファイル/84KB\]](#)

6 関係通知等

整備関係

-  [業務管理体制の整備等の施行について\(平成24年3月30日厚生労働省通知\)\(147KB\)\(PDF文書\)](#)

-  [障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & Aについて（平成24年8月8日厚生労働省事務連絡）](#) [PDFファイル/176KB]
-  [障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & A（その2）について（平成24年9月21日厚生労働省事務連絡）](#) [PDFファイル/146KB]

検査関係

-  [障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日厚生労働省通知）](#)【検査指針】 [PDFファイル/895KB]
-  [障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成27年3月13日厚生労働省通知）](#)【検査方針】 [PDFファイル/119KB]
-  [広島市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領](#) [PDFファイル/254KB]

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

障企発0330第5号
障障発0330第12号
平成24年3月30日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長

障害福祉課長

業務管理体制の整備等の施行について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「平成22年改正法」という。）が平成22年12月10日に公布され、一部を除き、本年4月1日に施行することとされており、その施行に伴い、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号。以下「平成24年改正省令」という。）が制定され、同日に施行することとされたところである。

このうち業務管理体制の整備等の内容は下記のとおりであるので、管下市区町村を始め関係者、関係団体、関係機関等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者等」という。）の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備の義務付け、事業者等の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業

者等による処分逃れ対策など、所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

1 業務管理体制の整備

(1) 趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるものであること。

(2) 業務管理体制の内容

ア 事業者等が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「指定を受けている事業所等」という。）の数等に応じて、それぞれ以下のとおりであること。なお、例えば、同一の事業所が居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

- ① 指定を受けている事業所等の数が20未満の事業者等（のぞみの園及び指定医療機関の設置者を除く。以下このアにおいて同じ。） 法令遵守責任者の選任をすること。
- ② 指定を受けている事業所等の数が20以上100未満の事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を整備すること。
- ③ 指定を受けている事業所等の数が100以上の事業者等並びにのぞみの園及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、法令遵守規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

イ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定していること。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。

ウ 法令遵守規程については、事業者等の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者等の実態に即したものでよいこと。

エ 業務執行の状況の監査については、事業者等が医療法人、社会福祉法人、

特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法（昭和23年法律第205号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づき命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づき業務執行の状況の監査とすることができると。また、当該監査は、事業者等の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできること。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所等に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。

(3) 業務管理体制の整備に係る届出

ア 事業者等は、業務管理体制を整備し、遅滞なく、平成24年改正省令による改正後の障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「新障害者自立支援法施行規則」という。）第34条の28第1項若しくは第34条の62第1項又は平成24年改正省令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「新児童福祉法施行規則」という。）第18条の38第1項、第25条の23の2第1項若しくは第25条の26の9第1項に定める事項を記載した届出書を、指定を受けている事業所等の所在地に応じて、それぞれ以下のとおり届け出ること。また、すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出べき事項に変更があった場合についても、同様とすること。

- ① 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（のぞみの園の設置者を除く。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣
- ② 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない事業者等 都道府県知事

イ 事業者等は、事業所等の新規指定・廃止等により、指定を受けている事業所等の所在地の区分に変更があった場合には、変更後の届出書を、変更前の届出先及び変更後の届出先の双方に届け出ること。

ウ 新障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項第3号若しくは第34条の62第1項第3号又は新児童福祉法施行規則第18条の38第1項第3号、第25条の23の2第1項第3号若しくは第25条の26の9第1項第3号に掲げる「法令遵守規程の概要」とは、当該規程の全体像が分かるものであればよいが、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、法令遵守規程の全文を届け出ること。

ととしても差し支えないこと。また、新障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項第4号若しくは第34条の62第1項第4号又は新児童福祉法施行規則第18条の38第1項第4号、第25条の23の2第1項第4号若しくは第25条の26の9第1項第4号に掲げる「業務執行の状況の監査の方法の概要」とは、事業者等が当該監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は当該規程の全文、事業者等が当該監査に係る規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法が分かるものを届け出ること。

2 事業者等の本部等に対する立入検査権等の創設

(1) 趣旨

業務管理体制の整備状況、事業者等の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に対して、事業者等に対する報告の徴収、事業者等の本部、関係事業所等への立入検査権を創設するものであること。

(2) 事業者等の本部等に対する立入検査等

業務管理体制の整備に係る届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下「業務管理体制の監督権者」という。）は、業務管理体制の整備状況、事業者等の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者等に対する報告の徴収、事業者等の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができるものとする。

(3) 業務管理体制の整備に関する勧告、命令等

ア 業務管理体制の監督権者は、事業者等が適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、その旨を公表することができるとともに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとるよう命令することができるものとする。なお、その命令を行った場合には、その旨を公示しなければならないこと。

イ 業務管理体制の監督権者は、事業者等がアの命令に違反したときは、その旨を関係する事業所等の指定を行う都道府県知事又は市町村長（以下「指定権者」という。）に通知するとともに、業務管理体制の監督権者が都道府県知事又は市町村長である場合にあっては、事業者等がアの命令に違反した旨を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室まで情報提供されたいこと。

3 不正事業者等による処分逃れ防止のための対策

(1) 趣旨

事業者等による指定取消処分等の処分逃れを防止するため、これまで原則として事後届出制であったサービスに係る事業の休廃止届について、事前届出制

とするとともに、指定権者による立入検査中の廃止届の提出の制限、指定取消処分を受けた事業者等から当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限等を行うものであること。

(2) 事業の休廃止届の事前届出制への移行

事業者等（指定障害者支援施設等及び指定障害児入所施設等の設置者を除く。）は、指定に係る事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定権者に届け出なければならないものとする。なお、指定障害者支援施設及び指定知的障害児施設等（平成22年改正法による改正後は指定障害児入所施設）については、現行でも指定を辞退するために3月以上の予告期間が必要であり、平成24年4月1日以後も、引き続き同じ取扱いとする。

(3) 立入検査中の廃止届の提出の制限

ア 指定時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者が、指定権者が立入検査を行った日から聴聞決定予定日（当該指定権者が立入検査が行われた日から10日以内に、立入検査の結果に基づき指定取消処分に係る聴聞を行うか否かを決定することが見込まれる日として、当該申請者に通知した場合における特定の日）までの間に、相当の理由がなく廃止届を提出した者であって、その届出の日から5年を経過しないものであることを追加すること。

イ 聴聞決定予定日の通知をするかどうかは、指定権者の判断により決定されるものであり、仮に、処分逃れを目的とした廃止届の提出の見込みが薄く、聴聞決定予定日に係る通知をしなかった場合であっても、その後の検査等により、指定の取消しの処分に係る聴聞を行う必要があると認められる場合には、聴聞を行うことは可能であること。

ウ 聴聞決定予定日は、新障害者自立支援法施行規則第34条の20の4又は新児童福祉法施行規則第18条の33により、立入検査を行った日から60日以内の特定の日とすることとされているが、必ずしも聴聞決定予定日と実際の聴聞の日が一致する必要はなく、あくまでも、立入検査を行った時点で、聴聞の要否が決定すると見込まれる日を聴聞決定予定日とすればよいこと。また、立入検査を複数回行う場合については、必ずしも初回の立入検査日を起算日とする必要はなく、立入検査の状況等を勘案して、起算日となる立入検査日を決定すること。

エ なお、すでに通知した聴聞決定予定日までの間に聴聞の要否を決定することができないと見込まれる場合には、指定権者は再度立入検査を行い、聴聞決定予定日の通知をすることも可能であるが、その際には、事業者等の事業廃止に関する権利を不当に阻害することがないように、十分留意する必要があること。

(4) 申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由の追加

ア 指定時又は更新時の欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有す

る者（以下「密接関係者」という。）が指定取消処分を受け、その取消の日から起算して5年を経過していないときを追加すること。ただし、密接関係者が、新障害者自立支援法施行規則第34条の20の2又は新児童福祉法施行規則第18条の31に規定する、当該取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くこと。

イ 密接関係者とは、申請者の親会社等（申請者の直接の親会社のみならず、その親会社の親会社等も含む。）、申請者の親会社等の子会社等（申請者の親会社等の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。）、申請者の子会社等（申請者の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含む。）の関係にある者をいうこと。

ウ 密接関係者に該当する法人は、申請者が株式会社である場合には、その議決権の過半数について、申請者が持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である場合には、その資本金の過半数について、保有・被保有の関係があり、支配・被支配関係が成立する株式会社又は持分会社であること。また、これらの者と同等以上の支配力を有すると認められる株式会社又は持分会社であること。

エ 密接関係者に該当する「重要な事項に係る意思決定に関与」とは、例えば、取締役会に出席し、賛否を表明している場合等が考えられること。

4 指定又は更新の欠格事由の見直し

(1) 趣旨

一事業所等の指定取消処分が、その事業者等の同一サービス等類型（障害福祉サービス（療養介護を除く。）、障害者支援施設、地域相談支援、計画相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援をいう。以下同じ。）内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組み（以下「連座制」という。）について、一律・機械的に適用するのではなく、事業者の不正行為に対する組織的関与の有無に応じたきめ細かい対応が可能な仕組みに改めるものであること（平成24年3月30日付け社援発0330第41号厚生労働省社会・援護局長通知「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」第三の第1の(2)のウ、同(4)のイ、第三の第2の(3)及び同(5)のイ参照）。

(2) 不正行為に対する組織的関与の有無に応じた連座制の適用

ア 連座制の適用について、一事業所等の指定取消処分の理由となった不正行為に対する事業者等の組織的関与が認められない場合には、指定又は更新の欠格事由には該当しないものとする。

イ 指定を受けている事業所等が不正行為を行い、指定取消処分を行うに当たっては、指定権者と業務管理体制の監督権者が同一のときは、都道府県知事

又は市町村長は、事業者に対する報告の徴収等を通じて、その不正行為に対する事業者等の組織的関与の有無を確認する必要があること。また、指定権者と業務管理体制の監督権者とが異なる場合には、指定権者は、業務管理体制の監督権者に対して、不正行為に対する組織的関与の有無の確認をするよう求めること。

ウ イにより組織的関与の有無の確認を求められた業務管理体制の監督権者が確認を終えた場合には、その結果を当該事業所等の指定権者に通知するとともに、併せて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室にも情報提供されたいこと。また、確認の結果、組織的関与が認められた場合には、その旨を当該事業所等の指定権者に加え、同一の事業者等の他の事業所等の指定権者にも通知すること。また、業務管理体制の監督権者から、指定取消処分理由となった不正行為について組織的関与があった旨の通知を受けた当該事業所等の指定権者は、連座制が適用されることにより、当該事業者の役員等（平成22年改正法による改正後の法第36条第3項第6号に規定する「役員等」をいう。以下同じ。）については、指定・更新の欠格事由に該当することから、（指定権者が市区町村長の場合は、都道府県を通じて）各都道府県知事に当該役員等の氏名等を通知し、通知を受けた都道府県知事は市町村長に通知すること。なお、当該役員等の氏名等の個人情報の国及び他の地方公共団体への提供については、当該個人情報の提供を受ける者は、法及び同法に基づく命令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて、相当な理由があると認められること。

エ なお、ここでいう組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものであること。

オ 連座制は、原則として、同一サービス等類型内で適用されるものであるが、障害者支援施設については、現に入居している方がいるなど、その性質が居宅介護等の訪問系サービスとは異なることから、施設障害福祉サービスについて指定取消処分が行われた場合であっても、障害者支援施設については、連座制は適用されないものであること。反対に、障害者支援施設について指定取消処分が行われた場合であっても、施設障害福祉サービスについては、連座制は適用されないものであること（平成24年3月30日付け社援発0330第41号厚生労働省社会・援護局長通知「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）」第三の第1の(2)のウ参照）。

5 利用者等に対する継続的なサービスの確保

(1) 趣旨

事業の休廃止時における利用者等に対する継続的なサービスの確保を図るため、事業を休廃止しようとする事業者等に対し、利用者等の継続的なサービス確保のための便宜提供を義務付けるものであること。

(2) 利用者等に対する便宜提供

ア 事業者等は、事業を休廃止しようとするときは、その1月前までに、指定権者に休廃止届を提出するとともに、その届出前1月間の間にサービスを利用していた利用者等であって、引き続きサービスの利用を希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定特定相談支援事業者等と連携して、利用者等に対する近隣の事業者等の紹介、他事業者等への斡旋等の措置を講じる必要があること。

イ 利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務は、一義的には事業を休廃止しようとする事業者等にあるが、指定権者は、必要があると認める場合には、事業者等に対して助言その他の援助を行うことができること。また、複数の市町村又は都道府県で事業を行う事業者等が事業を同時に休廃止した場合などにおいて、広域的な見地からの調整が必要な場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣は助言その他の援助を行うことができること。

ウ 事業を休廃止しようとする事業者等が、利用者等に対する継続的なサービスの確保に係る義務を履行していない場合には、指定権者は、期限を定めて適正に義務を履行するよう勧告を行うことができ、勧告を受けた事業者等が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができること。また、勧告を受けた事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置を講じない場合は、期限を定めて、勧告に係る措置を講じるよう命令することができること。なお、指定権者は、事業者等に対し命令をした場合にはその旨を公示しなければならないこと。

エ アからウまでの取扱いについては、指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の指定の辞退の場合についても同様とする。

6 指定時等の公示事項

指定権者は、事業所等の指定をしたときは、事業者等の名称又は氏名、事業所等の名称及び所在地、指定の年月日、サービスの種類等を公示しなければならないこと。

事務連絡
平成24年8月8日

都道府県 障害保健福祉主管課 担当者 様

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係る
Q&Aについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。
障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関するQ&Aを送付いたしますので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市（区）町村及び障害者（児）施設・事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

【照会先窓口】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室 村山
TEL. 03-5253-1111（内線：3067）

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & A
(平成24年8月8日)

問1 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備の届出について、複数の根拠条文に該当する事業者（法人）は、条文ごとに届出をする必要があるのか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問2 児童福祉法による入所施設、通所支援、相談支援を行う法人は、それぞれに（3通）届出が必要となるのか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問3 設置及び運営ともに地方公共団体である施設も業務管理体制の整備及び届出の対象となるのか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問4 届出先は該当条文ごとでみるのか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問5 市立の特定相談支援事業所は市長宛に届け出ることによいか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問6 指定障害福祉サービス事業者としてA県の指定を受けている法人Xが、相談支援事業ではB市の特定相談支援事業の指定しか受けていない（一般相談支援の指定は有していない）場合には、業務管理体制の整備の届出は、障害者自立支援法第51条の2の届出（障害福祉サービス）はA県あてに、同法第51条の31の届出（相談支援）はB市あてに、それぞれ届出を行うと解してよろしいか。

(答)

○ お見込みのとおり。

問6 法人Yが、平成24年3月までにA県の相談支援事業者の指定を受け、平成24年4月からB市の特定相談支援事業者の指定を受けた場合には、A県で指定一般相談支援事業者のみなし指定を受けているため、「B市の指定特定相談支援事業者かつA県の指定一般相談支援事業者」として、障害者自立支援法第51条の31の業務管理体制の届出は、A県あてに「特定相談支援＋一般相談支援」の内容の届出を行うと解してよろしいか。

(答)

- B市がA県内にある場合は、お見込みのとおり。B市がA県外にある場合は、国が届出先となる。

問7 障害者自立支援法の特定相談を1市町村内でやっており、かつ児童福祉法の施設を県内数カ所でやっている事業者の届出について、特定相談は市町村へ、施設は都道府県へそれぞれ提出することでよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問8 事業所数のカウントは、法人全体ではなく根拠条文ごとに該当する事業所数をカウントすることでよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問9 生活介護と就労移行支援を行う1つの指定多機能型事業所の場合、業務管理体制の整備の届出事項の基準となる事業所の数は2つとして数えると解してよろしいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問10 「障害者支援施設」が施設入所支援、生活介護、自立訓練のサービスを提供する場合、指定件数は1件なので事業所数は1カ所でよいか。

(答)

- お見込みのとおり。

問11 一体型共同生活介護の事業所数のカウントはどのように行うのか。

(答)

- グループホームとケアホームの事業所それぞれ（指定を受けている2事業所）でカウントいただきたい。

問 12 事業所数を数えるにあたって、基準該当事業所もカウントに含めるのか。

(答)

- 基準該当事業所は、事業所数に含めない。

問 13 事業所の「出張所」が県外に所在する場合、届出先は国（厚生労働省）になるのか。

(答)

- 出張所が1つの事業所として特に指定されていない場合、「事業所等」として数えないので、上記の場合、届出先は自治体になる。

問 14 法令遵守責任者は、それぞれの届出ごとに異なる者を選任してよいのか。

(答)

- それぞれの届出ごとに異なる者を選任していただいて問題ありません。
なお、同一人物を選任する場合でも、根拠条文ごとに届出書ご提出いただく必要がある。

問 15 事業者（法人）番号の付番については該当条文ごとに行うのか。また、「届出管理表」も該当条文ごとに入力するのか。

(答)

- いずれも該当条文ごとに対応いただきたい。

事 務 連 絡

平成24年9月21日

都道府県 障害保健福祉主管課 担当者 様

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係る
Q&A（その2）について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関するQ&A（その2）
を送付いたしますのでご了知の上、よろしくお取り計らい願います。

【照会先窓口】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室 村山
TEL. 03-5253-1111（内線：3067）

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ & A
(平成24年9月21日)

問1 一般相談支援事業所にかかる事業所数の数え方如何。

(答)

- 指定を受けている地域相談支援の種類を数えていただきたい。
※例えば、地域移行支援、地域定着支援のいずれの指定も受けている場合は2事業所。なお、当該取扱は、みなし指定されている一般相談支援事業所についても同様である。

問2 届出管理表の「サービス種類」欄について、「指定障害者支援施設」のサービス種類コード等はどうように入力すればよいか。

(答)

- 「指定障害者支援施設」にかかる届出管理表（「サービス種類」欄）への入力に際しては、「コード」欄に「32」を入力の上、「名称」欄に「障害者支援施設」と入力いただきたい。
※平成24年3月29日付け「障害福祉サービス事業所等における業務管理体制の整備について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室事務連絡）においては、サービス種類コード「32」を「施設入所支援」としてお示ししていたが、当該サービス単独での指定はないことから、このコードを「障害者支援施設」のコードとして使用するものである。

広島市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査体制)

第2条 検査は、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課の職員（以下「職員」という。）が実施する。
2 第5条に定める立入検査を実施する場合は、原則として職員2名以上をもって実施する。

(検査の種別)

第3条 検査の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定を受けている事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者等に対し実施するものとする。

(検査対象の選定)

第4条 一般検査は、障害福祉サービス事業者等を対象に概ね6年に1回実施することとし、毎年度実施計画を策定するものとする。
2 特別検査は、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合、当該障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

(検査の実施方法等)

第5条 検査の実施方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施通知

ア 一般検査（書面検査）の実施に当たっては、様式第1号により検査対象となる障害福祉サービス事業者等へ通知するものとする。

イ 一般検査（立入検査）及び特別検査の実施に当たっては、様式第2号により検査対象となる障害福祉サービス事業者等へ通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りではない（この場合、立入時に速やかに告知するものとする。）。)

(2) 一般検査の実施

ア 原則として書面検査により実施することとし、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求めるものとする。

イ アの報告等に不備又は不明瞭な点があると認められる場合は、障害福祉サービス事業者等の従業員に出頭を求め、業務管理体制の運用状況を聴取の上、改善を求めるものとする。

ウ イにおいて改善が見込まれない場合は、障害福祉サービス事業者等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するものとする。

エ 一般検査の結果、第7条に定める行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、様式第3号により通知するものとし、原則として通知の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 特別検査の実施

ア 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者等及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

イ 特別検査の結果、第7条に定める行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、様式第3号により通知するものとし、原則として通知の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

(検査における留意事項)

第6条 検査の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 身分を証明する証票の携帯

職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

(2) 職員の心得

ア 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

イ 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検査の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

ウ 検証

職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示した上で、障害福祉サービス事業者等の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者等が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

エ 立入検査終了手続

職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

(行政上の措置等)

第7条 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、様式第4号又は第5号により通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、その是正を勧告することができ、原則として勧告の日から1か月以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。

なお、期限までにこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(情報管理)

第8条 職員は、検査に関する情報を、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）及び広島市情報公開条例（平成13年条例第6号）等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

障害福祉サービス等情報公表制度について

ページ番号：0000375311 更新日：2024年7月9日更新

障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業者数が大幅に増加する中、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、平成30年度に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- [障害福祉サービス等情報公表制度 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#) <外部リンク>

関係通知等

-  [障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成30年4月23日 厚生労働省通知）](#) [PDFファイル/122KB]
-  [01 広島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領](#) [PDFファイル/139KB]
-  [02 【別添】 障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について](#) [PDFファイル/117KB]

障害福祉サービス等情報の報告

指定障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、情報公表対象サービス等情報又は情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）を市長へ報告する必要があります。

報告は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「システム」という。）により、年に1回行ってください。

障害福祉サービス等情報公表システム

 [障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（簡易版）](#) [PDFファイル/2.1MB]

 [入力をお願いする事項【必須】（2024年度版）](#) [PDFファイル/1.42MB]

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡版

本システムに関するお知らせやマニュアルなどを掲載していますので、ご活用ください。

- [障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板 \(wam.go.jp\)](#) <外部リンク>

報告の時期

毎年、5月1日から7月31日までの間に行ってください。

ただし、5月1日以降に指定を受けた事業者においては、個別にご案内します。

ログインID、パスワードについて

システムのログインID及びパスワードは、法人ごとにそれぞれ1つずつ設定されています。

ログインIDは、毎年5月初旬に「システムからの連絡先」として登録されているメールアドレスへ自動配信されています。

パスワードをお忘れの場合は、パスワードリセットを行ってください。初期化されたパスワードは、「システムからの連絡先」として登録されているメールアドレスへ配信されます。

- **パスワードを忘れた方はこちら↓↓↓（再発行手順のご案内です）**

 https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/shofukupubsys/info/func_passreset.pdf <外部リンク>

システム入力に関する問い合わせ先

システムの運用に係る事務のうち、各法人や事業所からの報告内容の確認等に関するものを、（一社）広島県シルバーサービス振興会に委託しています。システムの入力に関することは、同法人にお問い合わせください。

【（一社）広島県シルバーサービス振興会】

電話番号： 082-254-9699

電子メール：peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

関連サイト

- [障害福祉サービス等情報検索 - WAM NET](#) <外部リンク>

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256

jjritsu@city.hiroshima.lg.jp

障障発 0423 第 1 号
平成 30 年 4 月 23 日
最終改正 障障発 0329 第 5 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度（以下単に「情報公表制度」という。）を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報（事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

II 実施主体等

1. 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する対象事業者（以下単に「事業者」

という。)に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道府県知事等とする。

ただし、市区町村長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。）から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市区町村を管轄する都道府県知事とする。

2. 実施体制の整備

情報公表制度に係る事務は、障害者総合支援法及び児福法に基づく都道府県等の自治事務であり、都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務（以下「情報公表事務」という。）を的確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、適切な事務運営が可能であり、当該事務を実施するに相応しい中立かつ公共性のある法人に対して委託することは差し支えない。ただし、当該事務の実施に当たり、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な事務が実施される必要があることから、委託先の選定については、特に次の点に留意すること。

- ・ 当該法人が障害福祉サービス等を自ら提供していないこと
- ・ 当該法人の役員等、構成員又は職員の多数が、障害福祉サービス等を現に提供する事業者の役員等、構成員又は職員でないこと
- ・ 当該法人の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと
- ・ 安定的な事務運営が可能であること。

また、事務の委託に当たっては、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとし、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の公表を行うかの最終的な判断は、都道府県知事等が行うものとする。

なお、次に掲げる事務については都道府県知事等が実施すること。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項に基づく調査
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査実施命令
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第6項及び児童福祉法第33条の18第6項に基づく指定取消し又は指定の効力の停止

Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等

1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

(1) 報告が必須の情報

障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報（障害福祉サービス等情報を除く。）（以下「任

意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 実施要綱等策定の目的

本制度については、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を策定するものである。

(2) 実施要綱等の策定者

実施要綱等の策定者は、都道府県知事等とする。

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア 基準日

実施要綱等の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、4月1日とする。

イ 実施期間

実施期間は、実施要綱等を毎年定めることから、4月1日以降の1年間とする。

ウ 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第

36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

エ 報告の方法

事業者が、都道府県知事等へ障害福祉サービス等情報を報告する方法について定めるものとする。

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の5月初日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用と

する事業者については、報告後1か月以内とすることが適当である。

ク その他都道府県知事等が必要と認める事項

前記ア～キ以外の事項についても、都道府県等において、個別に必要と認める事項については、適宜、各都道府県知事等の判断により実施要綱等に定めることとする。

(4) その他実施要綱等に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、実施要綱等に定めることとする。

ア 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

(ア) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、都道府県知事等に報告を行うこととする。

(イ) 上記(ア)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、各都道府県知事等の判断により、変更時の随時更新を求めることとしても差し支えない。

イ 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、都道府県知事等から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等の指示により、調査又は公表を行うこと。

(5) 実施要綱等の公表

都道府県知事等は、実施要綱等を定めたときは、利用者及び事業者に対して、実施要綱等の内容を周知するため、これを公表する。

4. 事業者による報告

(1) 報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前の可及的新しい情報について作成するものとする。

(2) 報告の時期

事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事

等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。

(3) 報告の内容

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報を報告する。

イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。

5. 調査の実施

(1) 調査の目的

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児福法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

(2) 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、都道府県知事等が公表を行うため必要と認める場合に実施することとするが、調査を実施することが適当な場合としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

(3) 調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア) 調査の実施体制

調査は、職員 1 名以上で行うものとする。

(イ) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方

法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

b 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

c 運営情報の調査方法に係る共通的事項

① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

② 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

③ 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

④ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

⑤ 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

⑥ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(4) 調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みでは

ないことに留意すること。

6. 情報の公表

(1) 手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

都道府県知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

都道府県知事等は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、都道府県知事等は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

都道府県知事等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

8. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事等は、あらかじめ、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応方法

ア 総合的な窓口

都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報を公表することから、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける必要がある。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、都道府県知事等は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

広島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、情報公表対象サービス等情報及び情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の受理、調査及び情報の公表等の事務を効率的かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日)

第2条 この要領で定める基準日は、毎年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 障害福祉サービス等情報の受理、調査及び情報の公表等の事務の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 障害福祉サービス等情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる事業者は、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者とする。

ただし、災害その他市長に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業

者の指定を受けたときに報告の対象とする。

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第6条 障害福祉サービス等情報の具体的内容は、別添1基本情報及び別添2運営情報に掲げるとおりとする。

ただし、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報に限る。

(報告の方法)

第7条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を通じて、市長へ障害福祉サービス等情報を報告するものとする。

ただし、情報公表システムを通じて報告することができないやむを得ない事情があると認められる場合は、文書等により報告することができるものとする。

(報告の開始)

第8条 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告開始日は、毎年5月1日とする。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告開始日は、事業者の指定を受けた日とする。

(報告の期限)

第9条 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告期限は、毎年7月31日とする。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告期限は、事業者の指定を受けた日から1か月以内とする。

(公表の時期)

第10条 市長は、報告を受けた障害福祉サービス等情報を確認の上、報告後2か月以内に情報公表システムにより公表するものとする。

ただし、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報については、報告後1か月以内に公表するものとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、情報公表システムを通じて市長へ報告するものとする。

(命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス

等情報について、市長の指示により、調査又は公表するものとする。

(苦情等の対応)

第 13 条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課とする。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喫煙吸引等事業者 サービス別の項目(別紙参照)</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業員に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業員の数</p> <p>ロ 従業員の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業員の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>二 従業員の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業員の教育訓練、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業員に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業員1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業員の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業員の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業員の健康診断の実施状況</p> <p>従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業員に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従事者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目 (別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 <p>二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>三 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>四 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>五 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>六 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 相談支援専門員等との連携の状況 ロ 主治の医師等との連携の状況 	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況 ・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 ・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況 ・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況 <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況 ・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況 <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、苦情等の対応のための取組の状況 <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供状況の把握のための取組の状況 ・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員等との連携の状況 ・主治の医師等との連携の状況
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 <p>四 情報の管理、個人情報保護のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況 	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況 <p>情報の管理、個人情報保護のために講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況 <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 サービス別の項目 【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス 【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態 【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間） 【短期入所】 報酬区分 【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型 【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地 全共同生活住居数 全共同生活住居の定員数（合計） 各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数 【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無 【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料） 就労支援事業活動計算書 就労支援事業別事業活動明細書 【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項 サービス別の項目 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無 【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無 【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制 施設名（共同生活援助のみ） 夜勤の職員数 宿直の職員数

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知																																																		
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項																																																		
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	<table border="1"> <tr> <td>サービス別の項目</td> </tr> <tr> <td>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</td> </tr> <tr> <td>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</td> </tr> <tr> <td>【生活介護】</td> </tr> <tr> <td> 創作活動の実施状況の有無</td> </tr> <tr> <td> 生産活動の実施状況の有無</td> </tr> <tr> <td> 平均工賃(月額)</td> </tr> <tr> <td>【短期入所】 長期利用者数</td> </tr> <tr> <td>【共同生活援助】</td> </tr> <tr> <td> 新規入居者数</td> </tr> <tr> <td> 退居者数</td> </tr> <tr> <td> うち一人暮らしへの移行者数</td> </tr> <tr> <td> 入居者の主な日中活動の場</td> </tr> <tr> <td> 入居者の平均年齢</td> </tr> <tr> <td> 最高齢者の年齢</td> </tr> <tr> <td> 最年少者の年齢</td> </tr> <tr> <td> 個人単位居宅介護利用者の数</td> </tr> <tr> <td>【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数</td> </tr> <tr> <td>【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容</td> </tr> <tr> <td>【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数</td> </tr> <tr> <td>【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場</td> </tr> <tr> <td>【就労移行支援、就労継続支援A・B型】</td> </tr> <tr> <td> 一般就労への移行者数(移行率)</td> </tr> <tr> <td> 一般就労先での定着者数(定着率)</td> </tr> <tr> <td> 就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)</td> </tr> <tr> <td>【就労移行支援】</td> </tr> <tr> <td> 一般就労までの平均利用期間</td> </tr> <tr> <td> 訓練中の怪我等に対する保険の有無</td> </tr> <tr> <td> 一般就労への移行後の定期的な支援の有無</td> </tr> <tr> <td>【就労継続支援A型】</td> </tr> <tr> <td> 主な生産活動の内容</td> </tr> <tr> <td> 利用者数</td> </tr> <tr> <td> 平均賃金</td> </tr> <tr> <td> 社会保険の加入の有無</td> </tr> <tr> <td> 昇給の有無</td> </tr> <tr> <td> 賞与の有無</td> </tr> <tr> <td> 退職手当の有無</td> </tr> <tr> <td> 生産活動収入(年間売上高)</td> </tr> <tr> <td> 生産活動経費</td> </tr> <tr> <td> 賞金支払総額</td> </tr> <tr> <td> 平均労働時間</td> </tr> <tr> <td> 離職者数</td> </tr> <tr> <td>【就労継続支援B型】</td> </tr> <tr> <td> 主な生産活動の内容</td> </tr> <tr> <td> 平均工賃</td> </tr> <tr> <td> 生産活動収入(年間売上高)</td> </tr> <tr> <td> 生産活動経費</td> </tr> <tr> <td> 工賃支払総額</td> </tr> <tr> <td> 退所者数</td> </tr> <tr> <td> 訓練中の怪我等に対する保険の有無</td> </tr> </table>	サービス別の項目	【施設入所支援】 ユニットケアの有無	【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無	【生活介護】	創作活動の実施状況の有無	生産活動の実施状況の有無	平均工賃(月額)	【短期入所】 長期利用者数	【共同生活援助】	新規入居者数	退居者数	うち一人暮らしへの移行者数	入居者の主な日中活動の場	入居者の平均年齢	最高齢者の年齢	最年少者の年齢	個人単位居宅介護利用者の数	【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数	【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容	【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数	【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場	【就労移行支援、就労継続支援A・B型】	一般就労への移行者数(移行率)	一般就労先での定着者数(定着率)	就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)	【就労移行支援】	一般就労までの平均利用期間	訓練中の怪我等に対する保険の有無	一般就労への移行後の定期的な支援の有無	【就労継続支援A型】	主な生産活動の内容	利用者数	平均賃金	社会保険の加入の有無	昇給の有無	賞与の有無	退職手当の有無	生産活動収入(年間売上高)	生産活動経費	賞金支払総額	平均労働時間	離職者数	【就労継続支援B型】	主な生産活動の内容	平均工賃	生産活動収入(年間売上高)	生産活動経費	工賃支払総額	退所者数	訓練中の怪我等に対する保険の有無
サービス別の項目																																																			
【施設入所支援】 ユニットケアの有無																																																			
【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無																																																			
【生活介護】																																																			
創作活動の実施状況の有無																																																			
生産活動の実施状況の有無																																																			
平均工賃(月額)																																																			
【短期入所】 長期利用者数																																																			
【共同生活援助】																																																			
新規入居者数																																																			
退居者数																																																			
うち一人暮らしへの移行者数																																																			
入居者の主な日中活動の場																																																			
入居者の平均年齢																																																			
最高齢者の年齢																																																			
最年少者の年齢																																																			
個人単位居宅介護利用者の数																																																			
【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数																																																			
【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容																																																			
【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数																																																			
【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場																																																			
【就労移行支援、就労継続支援A・B型】																																																			
一般就労への移行者数(移行率)																																																			
一般就労先での定着者数(定着率)																																																			
就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)																																																			
【就労移行支援】																																																			
一般就労までの平均利用期間																																																			
訓練中の怪我等に対する保険の有無																																																			
一般就労への移行後の定期的な支援の有無																																																			
【就労継続支援A型】																																																			
主な生産活動の内容																																																			
利用者数																																																			
平均賃金																																																			
社会保険の加入の有無																																																			
昇給の有無																																																			
賞与の有無																																																			
退職手当の有無																																																			
生産活動収入(年間売上高)																																																			
生産活動経費																																																			
賞金支払総額																																																			
平均労働時間																																																			
離職者数																																																			
【就労継続支援B型】																																																			
主な生産活動の内容																																																			
平均工賃																																																			
生産活動収入(年間売上高)																																																			
生産活動経費																																																			
工賃支払総額																																																			
退所者数																																																			
訓練中の怪我等に対する保険の有無																																																			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	<p>【就労定着支援】 過去3年の職場定着率（支援開始後）</p> <p>【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無</p> <p>【児童発達支援】</p> <p>児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無</p> <p>保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数</p> <p>併行通園先との連携の有無</p> <p>【放課後等デイサービス】</p> <p>放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表</p> <p>学校との連携の有無</p> <p>【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無</p> <p>【地域相談支援(地域移行支援)】</p> <p>利用期間が6か月を超える利用者の数</p> <p>地域生活への移行者数</p> <p>宿泊支援の設備の有無</p> <p>【地域相談支援(地域定着支援)】</p> <p>利用期間が1年を超える利用者の数</p> <p>一時的な滞在による支援を行う場所の有無</p>

障害福祉サービス等情報公表制度の報告事項について

広島市障害自立支援課では、障害福祉サービス等情報公表システム(以下「公表システム」という。)の必須事項だけでは、インターネットで公表された際に利用者等に対して必要な情報が伝わらないと考えています。厚生労働省の通達では、**可能な限りすべての項目に入力すること**とされていますが、多くの情報を入力する必要があるため、**最低限入力していただきたい事項を次ページ以降にお示しします。今年度から新たに入力をお願いする項目に 今年度から新たに入力をお願いする項目 と表示しています。必ずこの文書を参照して入力して下さい。**

お示した事項に未入力がある場合や報告内容に広島市への届出事項との差異がある場合は、申請を差戻します。修正及び追加入力をして再度承認申請をお願いします。

入力に際しては、必要に応じて「記入要領」を参照してください

障害福祉サービス等情報公表システム

事業所情報の照会・編集を行う | 事業者アカウントの確認・編集を行う

ホーム > 事業所情報の照会・編集を行う > 事業所詳細情報の編集を行う

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

事業所詳細情報の編集を行う

選択された事業所、サービスについて、事業所の詳細情報を入力します。
 入力すべき内容については、厚生労働省より発行されている記入要領をご参照ください。
 入力した内容はカテゴリごとに保存します。保存するには画面右下に表示されている〔一時保存〕ボタンを押します。
 入力途中で保存する場合もカテゴリごとに〔一時保存〕ボタンを押してください。

記入要領のダウンロードは[こちら](#) ← [こちら](#)をクリック

アクション ? (選択してください) 実行

事業所・施設名称	事業所番号	指定機関	サービスの種類	申請年月日	処
----------	-------	------	---------	-------	---

指定障害福祉サービス等情報の記入要領を掲載しています。

記入要領					
記入要領	(参考)雛形	記入要領	(参考)雛形	記入要領	(参考)雛形
1. 居宅介護		11. 自立生活援助		21. 放課後等デイサービス	
2. 重度訪問介護		12. 自立訓練（機能訓練）		22. 居宅訪問型児童発達支援	
3. 同行支援		13. 自立訓練（生活訓練）		23. 保育所等訪問支援	
4. 行動支援		14. 宿泊型自立訓練		24. 福祉型障害児入所施設	
5. 重度障害者等包括支援		15. 就労移行支援		25. 医療型障害児入所施設	
6. 療養介護		16. 就労継続支援A型		26. 地域相談支援（地域移行支援）	
7. 生活介護		17. 就労継続支援B型		27. 地域相談支援（地域定着支援）	
8. 短期入所		18. 就労定着支援		28. 計画相談支援	
9. 施設入所支援		19. 児童発達支援		29. 障害児相談支援	
10. 共同生活援助		20. 医療型児童発達支援			

・ 記入要領の一括ダウンロードは [こちら](#) (PDFファイル：10,643KB)

・ (参考)雛形の一括ダウンロードは [こちら](#) (Excelファイル：4,005KB)

★障害福祉サービス等情報報告システムにおいて、最低限入力を求める項目★

◆今年度からすべてのサービスで新たに入力をお願いする項目◆

【サービス内容に関する事項】「障害福祉サービス等の利用者への提供実績」この文書のP8参照
 【事業所運営に関する事項】(1)(2)両方のあり・なしと（具体的な方法）の入力 参照 P10～P11
 【システムからの連絡先】サービスご担当者様名・システムからの連絡用メールアドレス 参照 P18

◆訪問系・相談支援系サービスを除くサービスに入力をお願いする項目◆

【サービス内容に関する事項】「障害福祉等を提供する事業所等、設備等の状況」参照 P7

◆該当するサービスのみに入力をお願いする項目◆

以下のサービス事業所については、サービス別に新たに入力をお願いする項目があります。11 ページ以降に掲載しますので、入力をお願いします。

生活介護、短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援

① 法人等に関する事項

※ ① 法人等に関する事項 ② 事業所等に関する事項について

記入内容は、登記事項や広島市長への届出事項と整合性を図ってください。

カテゴリ

法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ②	従業者に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ▲	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ▲	承認者へ申請する

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

❗ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

法人等の種類 必須

(その他の場合、その名称) 必須

- 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - 法人等の種類・・・「株式会社」「有限会社」「合同会社」等は、「05:営利法人」に該当します。
 - 法人等の名称
 - 法人等の主たる事業所の所在地 郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名・部屋番号等
 - 法人等連絡先 電話番号、FAX 番号
 - 法人代表者 氏名、職名
 - 法人等設立年月日

入力後、次のカテゴリに移る時は、必ず



をクリックしてください

② 事業所等に関する事項

法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ①	従業者に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ▲	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ▲	承認者へ申請する

事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

❗ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

事業所の名称(ふりがな) 必須

事業所の名称 必須

- 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - 事業所の名称（ふりがな）、名称
 - 事業所の主たる事業所の所在地 郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名・部屋番号等・・・建物名や部屋番号は「町名・番地」欄へ続けて入力せず、「建物名・部屋番号等」欄へ入力してください。地図の位置表示が正常に表示されない場合があります。
 - 事業所の連絡先 電話番号、FAX 番号
 - 指定事業所番号
 - 事業所管理者 氏名、職名

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日

❗ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

事業の開始(予定)年月日 必須

指定の年月日

指定の更新年月日(直近)

- 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日
 - 事業開始(予定)年月日
 - 指定の年月日・・・指定の更新年月日と合わせて、「総合支援法」及び「児童福祉法」に規定する障害福祉サービス事業の指定を受けた年月日を、認可証を確認のうえ、入力をお願いします。
 - 指定の更新年月日(直近)・・・すでに指定更新をうけた直近の年月日を入力してください。指定期間の満了日(将来の日付)ではありません。開設6年未満でまだ指定更新をしてない場合は、「空欄」にしてください。

事業所等までの主な利用交通手段

❗ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

事業所までの主な利用交通手段 必須

- 事業所等までの主な利用交通手段・・・当該事業所等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所等までの主な交通手段、所要時間等について記入してください。

③ 従業者に関する事項

カテゴリ

法人等に関する事項 ▲ 事業所等に関する事項 ① 従業者に関する事項 ▲ サービス内容に関する事項 ▲

利用料に関する事項 ▲ 事業所運営に関する事項 ▲ システムからの連絡先 ▲ 承認者へ申請する

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ?

職種 ?	実人数				合計 単位：人	常勤換算人数 単位：人 ?
	常勤 ?		非常勤 ?			
	専従 ? 単位：人	非専従 ? 単位：人	専従 ? 単位：人	非専従 ? 単位：人		
サービス管理責任者	<input type="text"/>					
児童発達支援管理責任者	<input type="text"/>					
医師	<input type="text"/>					

- 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等 ← 入力の詳細については、「記入要領」を確認してください。

- ・ 実人数・・・報告年度の4月末時点（新規事業所の報告は、サービス提供開始時）における当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の実人数を、職種別、常勤及び非常勤の勤務形態別に記入してください。合計人数は自動計算で表記されます。
- ・ 常勤換算人数・・・報告年度の4月末時点（新規開設事業所の報告は、サービス提供開始時点）における常勤換算人数を職種別に記入してください。未入力が多岐に多い箇所。入力をお願いします。

事務員	<input type="text"/>					
その他の職員	<input type="text"/>					

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ? 時間

福祉・介護職員の常勤換算人数 ? 人

利用実人員 ? 人

福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ? 人

資格等を有している従業者の数 ?

資格等	常勤		非常勤	
	専従 単位：人	非専従 単位：人	専従 単位：人	非専従 単位：人
介護福祉士	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

- 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数・・・40時間以下で入力してください。
 - **利用実人数**・・・報告年度の4月中（4月1日から4月30日まで）に報酬を請求した利用者の実人員を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「0」を入力してください。
 - ① 報告年度の4月中にサービス提供実績がない場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- ※ 自動計算項目は、表示されない場合があります。←記入要領(マニュアル)参照
- **資格等を有している従業者の数**・・・報告年度の4月末時点において資格等を有している従業者の実人数を記入してください。複数の資格を取得している場合は、重複計上してください。表の中の該当する資格がない場合は空欄で結構です。

盲ろう者通訳介助員養成研修修了者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
管理者の他の職務との兼務の有無	<input type="radio"/> なし	<input type="radio"/> あり		
管理者が有している当該報告に係る資格等	<input type="radio"/> なし	<input type="radio"/> あり		
(資格等の名称)	<input type="text"/>			

- 管理者の他の職務との兼務の有無・・・あり・なしの選択。
- 管理者が有している当該報告に係る資格等・・・あり・なしの選択。ありの場合は（資格等の名称）を入力してください。

④ サービス内容に関する事項

- ※ 全サービスの入力項目の例示を掲載しています。サービスによっては、入力画面にない項目もあります。

法人等に関する事項 ▲	事業所等に関する事項 ⓧ	従業者に関する事項 ▲	サービス内容に関する事項 ▲
利用料に関する事項 ▲	事業所運営に関する事項 ▲	システムからの連絡先 ▲	承認者へ申請する
事業所等の運営に関する方針			
ⓧ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)			
事業所等の運営に関する方針	<input type="text"/>		

- 事業所等の運営に関する方針
- 事業所等の運営に関する方針・・・事業の目的、運営等の方針について記入してください(指定基準に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること)。この項目は、インターネットで公表された際、事業所名のすぐ下に表示されます。必ず入力してください。

障害福祉サービス等を提供している日時

④ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

事業所等の営業時間(平日)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
事業所等の営業時間(土曜)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
事業所等の営業時間(日曜)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
事業所等の営業時間(祝日)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
定休日	?	<input type="text"/>		
留意事項	?	<input type="text"/>		
利用可能な時間帯(平日)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
利用可能な時間帯(土曜)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
利用可能な時間帯(日曜)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>
利用可能な時間帯(祝日)	?	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>

- 障害福祉サービス等を提供している日時（指定基準に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること）
 - 事業所等の営業時間・・・受付対応が可能な営業時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日別に24時間表記で記入してください。
 - 定休日
 - 利用可能な時間帯・・・当該報告に係る障害福祉サービス等を利用可能な時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に24時間表記で記入してください。事業所等の営業時間と同じでもこちらも入力して下さい。
 - サービス提供所要時間・・・報告年度の4月中(4月1日から4月30日まで)に報酬を請求した利用者について、サービスを提供した1日当たりの平均時間をリストから選択してください。なお、新規開設事業所の報告時は、当該欄は「空欄」としてください。

サービスの内容等

④ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

主たる対象とする障害の種類	?	<input type="text"/>
利用者の送迎の実施	?	<input type="text"/> ○なし ○あり
協力医療機関	?	<input type="text"/>
利用定員	?	<input type="text"/> 人
障害福祉サービス等の加算状況		

- サービス内容等
 - 主たる対象とする障害の種類・・・リストから選択
 - 利用者の送迎の実施・・・あり・なしの選択
 - 協力医療機関・・・医療機関の名称
 - 利用定員・・・報告年度の4月末時点における定員数を記入してください。なお、新規事業所の報告は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。広島市への届出と一致していること。

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

医療的ケアを必要とする利用者の受入体制	
吸引	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
吸入・ネブライザー	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
経管栄養（胃ろうを含む）	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
中心静脈栄養	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
導尿	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
在宅酸素療法	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
咽頭エアウェイ	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
パルスオキシメーター	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
気管切開部の管理（ガーゼ交換等）	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
人工呼吸器の管理	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
服薬管理	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
その他	<input type="text"/>

- 医療的ケアを必要とする利用者の受入体制・・・サービス内容等の緑色の枠の中の一番下
医療的ケアを必要とする利用者の受入体制が整備されている場合は、項目ごとに「あり」を選択してください。すべての項目に「あり」または「なし」の選択をしてください。その他の医療的ケアが整備されている場合は、その内容を「その他」欄に記入してください。

今年度から新たに入力をお願いする項目

障害福祉サービス等を提供する事業所等、設備等の状況

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

建物の構造 地上階	?	
建物の構造 地下階	?	
当該事業所の設置階	?	
送迎車両の有無（合計）	?	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

訪問系・相談支援系など入力不要のサービスでは画面が表示されません。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所等、設備等の状況
- 建物の構造
 - ・ 地上階・・・当該事業所等の建物の地上の階数を記入してください。
 - ・ 当該事業所等の設置階・・・当該事業所等が設置されている階の階数を記入してください。
なお、当該事業所が、複数階に設置されている場合は、その設置階の範囲を記入してください。
(例) 5階建ての建物で、1階から3階まで事業所が設置されている場合 → 1～3階

今年度から新たに入力をお願いする項目

障害福祉サービス等の利用者への提供実績

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ?

	合計 単位：人	区分なし 単位：人	支援区分1 単位：人	支援区分2 単位：人	支援区分3 単位：人	支援区分4 単位：人	支援区分5 単位：人	支援区分6 単位：人
利用者の人数	<input type="text"/>							
(前年同月の提供実績)	<input type="text"/>							
喀痰吸引等の医療的ケア 必要とする利用者の人数	<input type="text"/>							

● 障害福祉サービス等の利用者への提供実績

➢ **利用者の人数**・・・報告年度の4月中(4月1日から4月30日まで)の報酬を請求した障害福祉サービス等の利用者の実人数を支援区分ごとに記入してください。合計の利用者数は自動計算で表記されます。やむを得ない事由による措置と経過的の者は、「区分なし」に計上してください。なお、新規開設事業所の報告時は、当該欄は「空欄」としてください。

➢ **利用者の人数(前年同月の提供実績)**・・・報告年度の前年度4月中(4月1日から4月30日まで)における提供実績について、障害福祉サービス等の利用者の実人数を支援区分ごとに記入してください。合計の利用者数は自動計算で表記されます。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。

- ① 新規開設から1年未満の場合
- ② 新規開設事業所の報告時

利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

窓口の名称

電話番号

対応している時間(平日) ~

対応している時間(土曜) ~

対応している時間(日曜) ~

対応している時間(祝日) ~

定休日

留意事項

苦情処理結果の開示状況 なし あり

● 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

➢ **窓口の名称**・・・名称を設けていない場合は「〇〇〇〇(事業所名) 苦情相談窓口」としてください。

➢ **電話番号**

➢ **対応している時間** (平日) (土曜日) (日曜日) (祝日)・・・24時間表記で記入してください。

➢ **定休日**

➢ **苦情処理結果の開示状況**・・・苦情処理結果を開示している場合は「あり」、それ以外は「なし」を選択してください。

障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

損害賠償保険の加入状況 なし あり

- 障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み
 - 損害賠償保険の加入状況・・・あり・なしの選択

障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等
(その内容)

- 障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等
 - 障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等・・・特になければ「なし」と入力して下さい。

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況（記入日前1年間の状況） なし あり

当該結果の開示状況 なし あり

第三者による評価の実施(受審)状況 なし あり

実施(受審)した直近の年月日

実施(受審)した評価機関の名称

当該結果の開示状況 なし あり

第三者評価の結果

公表ホームページのURL

- 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等・・・新規事業所の報告時は空欄で結構です。
 - 利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況(記入日前1年間の状況) 報告年度の前年度1年間(前年度の4月1日から3月31日まで)において、利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合は「あり」を選択してください。
 - 当該結果の開示状況・・・利用者アンケート調査等の結果を外部に開示している場合は「あり」を選択してください。
 - 第三者による評価の実施(受審)状況・・・第三者による障害福祉サービス等の質の評価を実施している場合は「あり」を選択してください。
 - ⇒「あり」を選択した場合
 - ・ 実施(受審)した直近の年月日

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

- ・ 実施(受審)した評価機関の名称
- ・ 当該結果の開示状況・・・第三者による評価結果を外部に開示している場合は「あり」を選択してください。

⇒「あり」を選択した場合

PDF ファイルを添付し、当該結果が掲載されているホームページのURLについても記入してください。

⑤ 利用料に関する事項

法人等に関する事項	事業所等に関する事項	従業者に関する事項	サービス内容に関する事項
利用料に関する事項 	事業所運営に関する事項	システムからの連絡先	承認者へ申請する

障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用

当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 なし あり

(額及び算定方法)

食材料費の徴収状況 なし あり

(額及び算定方法)

家賃の徴収状況 なし あり

- 障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用・・・サービスによって報告数が違います。各項目について、あり・なしの選択。各費用を徴収している場合は「あり」を選択し、(額及び算定方法)を記入してください。(額及び算定方法)が入力されていない場合は差戻しの対象となります。

⑥ 事業所運営に関する事項

今年度から新たに入力をお願いする項目

法人等に関する事項	事業所等に関する事項	従業者に関する事項	サービス内容に関する事項
利用料に関する事項	事業所運営に関する事項 	システムからの連絡先	承認者へ申請する

(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項

当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置

利用者の状態に応じた当該障害福祉サービス等に係る計画を作成し、計画について利用者等の同意を取得している なし あり

(具体的な方法)

障害福祉サービス等の提供開始時に利用者等に対する説明を行い、説明内容について利用者等の同意を取得している なし あり

(具体的な方法)

利用者等に対して、利用者が負担する利用料に関する説明を実施している なし あり

(具体的な方法)

利用者等に関する情報を把握し、課題を分析している なし あり

(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

適切な事業運営の確保のために講じている措置

従業員等に対する従業員等が守るべき倫理、法令等の周知等を実施している なし あり

（具体的な方法）

計画的な事業運営のための取組をしている なし あり

（具体的な方法）

事業運営の透明性の確保のための取組をしている なし あり

（具体的な方法）

- **事業所等運営の状況（新規開設事業所の報告時を除く）**・・・すべての項目について、取組を実施している場合は「あり」を実施していない場合は「なし」を選択し、「あり」を選択した場合はその（具体的な方法）を記入してください。（具体的な方法）が入力されていない場合は差戻しの対象となります。
- この項目の内容に関するお問い合わせは広島市障害自立支援課へお願いします。

◎ ここからは、該当サービス別の **今年度から新たに入力をお願いする項目** です。
【 】内に示されたサービス事業所のみ入力を確認します。

② 事業所等に関する事項

【生活介護】

サービス別の項目

⚠ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

運営規程上の開所日数(年間) 日

- **サービス別の項目**
- **運営規定上の開所日数(年間)**・・・運営規程に定める営業日に基づく年間(4月1日から3月31日まで)の開所日数を記入してください。利用者がいない日であっても、事業所として営業・開所する日についても開所日数としてカウントしてください。
 - 記入例:3月1～3、6～10、13～17、21～24、27～31 に開所する場合
 - 3月中の開所日数:22 日(3日+5日+5日+4日+5日の合計日数)
 - 同様のカウント方法で各月の開所日数を算出し、その合計日数を記入してください。

【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】

サービス別の項目

⚠ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

事業所等類型

- **サービス別の項目**
- **事業所等類型**・・・選択肢から該当する事業所等類型を1つ選択してください。

【共同生活援助】

当該事業所等における主たる共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地

❗ 必須項目以外にも当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

全共同生活住居数	?	<input type="text"/>	棟
全共同生活住居の定員数（合計）	?	<input type="text"/>	人
共同生活住居1			
名称	?	<input type="text"/>	
開設年月日	?	<input type="text"/>	
所在地	?	<input type="text"/>	
定員数	?	<input type="text"/>	人
共同生活住居2			
名称	?	<input type="text"/>	
開設年月日	?	<input type="text"/>	
所在地	?	<input type="text"/>	

- 当該事業所等における全共同生活住居数、定員数及び各共同生活住居の概要・・・当該事業所等における全共同生活住居数及び全共同生活住居の定員数の合計を記入してください。

また、各共同生活住居の概要について、名称、開設年月日（西暦）、所在地（都道府県名、市区郡町村名、番地、建物、部屋番号等（注））及び定員数を記入してください。なお、共同生活住居が6つ以上ある場合は、主な共同生活住居を5つまでを記入してください。この項目の入力が次ページの「夜勤の勤務体制」の施設名へ自動転記されます。

（注）所在地については、アパートやマンション等の一室を共同生活住居として活用している場合等において、利用者のプライバシー等に特段の配慮が必要な場合は、番地までの記載で構いません。

③ 従業者に関する事項

【短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】

サービス別の項目

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

夜間の勤務体制 夜勤の職員数	?	<input type="text"/>
うち看護職員（保健師、看護師、准看護師）	?	<input type="text"/>
夜間の勤務体制 宿直の職員数	?	<input type="text"/>
うち看護職員（保健師、看護師、准看護師）	?	<input type="text"/>

- サービス別の項目
 - 「夜間の勤務体制」・・・報告年度の4月末時点における夜間の勤務体制について、夜勤又は宿直にあたる職員数（常勤換算人数）を記入してください。また、内訳として、看護職員（保健師、看護師、准看護師）による夜勤又は宿直にあたる職員数（常勤換算人数）を記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。

【共同生活援助】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能場合を除く。）

共同生活住居の職員数 ?

共同生活住居	施設名	夜勤の職員数	宿直の職員数
共同生活住居1	-	0.0	0.0
共同生活住居2	-	0.0	0.0
共同生活住居3	-	0.0	0.0
共同生活住居4	-	0.0	0.0
共同生活住居5	-	0.0	0.0

施設名は、「事業所等に関する事項」の「当該事業所等における主たる共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地」に入力されたものが自動表記されます。

● サービス別の項目

- 「夜間の勤務体制」・・・報告年度の4月末時点における夜間の勤務体制について、共同生活住居ごとに夜勤又は宿直にあたる職員数(常勤換算人数)を記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。

④ サービス内容に関する事項

【共同生活援助】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能場合を除く。）

新規入居者数 ? 人

退居者数 ? 人

うち一人暮らしへの移行者数 ? 人

入居者の主な日中活動の場 ?

入居者の平均年齢 ? 歳

最高齢者の年齢 ? 歳

最年少者の年齢 ? 歳

個人単位居宅介護利用者の数 ? 人

● サービス別の項目

- 入居者の主な日中活動の場・・・入居者の主な日中活動の場(サービスの種類等)を記入してください。
- 入居者の平均年齢、最高齢者の年齢、最年少者の年齢・・・報告年度の4月末時点における入居者の平均年齢、最高齢者の年齢、最年少者の年齢をそれぞれ記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。

【自立訓練（機能・生活）】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

標準利用期間を超える利用者の数 人

事業所における主な訓練内容

● サービス別の項目

- 事業所における主な訓練内容・・・事業所における主な訓練内容を記入してください。

（記入例）

- ・ 知的障害者、精神障害者に対する日常生活訓練（家事、コミュニケーション等）、スポーツ訓練
- ・ 高次脳機能障害者に対する日常生活訓練、就労準備訓練
- ・ 視覚障害者に対する歩行訓練、コミュニケーション訓練 等

【宿泊型自立訓練】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

利用者の主な日中活動の場

標準利用期間を超える利用者の数 人

● サービス別の項目

- 利用者の主な日中活動の場・・・利用者の主な日中活動の場（サービスの種類等）を記入してください。

【就労移行支援】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

主な生産活動の内容

（具体的な内容）

平均工賃 月額 円

平均工賃 時間額 円

生産活動収入（年間売上高） 円

生産活動経費 円

工賃支払総額 円

一般就労までの平均利用期間 か月

一般就労への移行者数（移行率）

昨年度 移行者数 人

昨年度 移行率 %

一昨年度 移行者数 人

一昨年度 移行率 %

一昨年度 移行者数 人

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

一昨年度 移行率	<input type="text"/>	%
一般就労先での定着者数（定着率）		
就職後6月 定着者数	<input type="text"/>	人
就職後6月 定着率	<input type="text"/>	%
就職後1年 定着者数	<input type="text"/>	人
就職後1年 定着率	<input type="text"/>	%
就職後2年 定着者数	<input type="text"/>	人
就職後2年 定着率	<input type="text"/>	%
就職後3年 定着者数	<input type="text"/>	人
就職後3年 定着率	<input type="text"/>	%
訓練中の怪我等に対する保険の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	
一般就労への移行後の定期的な支援の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	

● サービス別の項目

- 一般就労までの平均利用期間・・・報告年度の4月末時点における利用者の一般就労までの平均利用期間(月数)について、記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。
- 一般就労への移行者数(移行率)・・・一般就労への移行者の実人数及び移行率について、3年度分(昨年度、一昨年度、一昨昨年度)ごとに記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 報告年度の前年度など、年度の途中で新たに当該障害福祉サービスの提供を開始した場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- 一般就労先での定着者数(定着率)・・・一般就労先での定着者の実人数及び定着率について、4つの期間(就職後6月、就職後1年、就職後2年、就職後3年)ごとに記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 報告年度の前年度など、年度の途中で新たに当該障害福祉サービスの提供を開始した場合
 - ② 新規開設事業所の報告時

【就労継続支援 A 型】

サービス別の項目

❗ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

主な生産活動の内容	<input type="text"/>	
(具体的な内容)	<input type="text"/>	
利用者数 雇用有	<input type="text"/>	人
利用者数 雇用有 最低賃金の減額の特例許可の有無	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	
(有りの場合) その人数	<input type="text"/>	人
利用者数 雇用無	<input type="text"/>	人
平均賃金 雇用型 月額	<input type="text"/>	円
平均賃金 雇用型 時間額	<input type="text"/>	円
平均賃金 非雇用型 月額	<input type="text"/>	円
平均賃金 非雇用型 時間額	<input type="text"/>	円

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

昇給の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
賞与の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
退職手当の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
生産活動収入（年間売上高）	<input type="text"/> 円
生産活動経費	<input type="text"/> 円
貸金支払総額	<input type="text"/> 円
平均労働時間	<input type="text"/> 時間
離職者数	
離職者数 昨年度	<input type="text"/> 人

就職後3年 定着者数	<input type="text"/> 人
就職後3年 定着率	<input type="text"/> %
就労継続支援A型における運営状況の評価（スコアの公表の有無）	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
評価の結果	<input type="text"/> <input type="button" value="ファイルを選択してアップロードする"/> <input type="button" value="アップロード済みのファイルをダウンロードする"/> <input type="button" value="アップロード済みのファイルを削除する"/>

● サービス別の項目

- **主な生産活動の内容**・・・右端の「v」をクリックして表示される選択肢から、該当する主な生産活動の種類を1つ選択し、その具体的な内容を記入してください。なお、具体的な内容については、単に「下請け作業」、「軽作業」等と記入せずに、作業内容がよくわかるように具体的に記入してください。
（主な生産活動の種類）・・・製造・役務・農業・その他
- **利用者数**・・・報告年度の4月末時点における利用者数について、「雇用有」及び「雇用無」の実人数をそれぞれ記入してください。「雇用有」の場合、最低賃金の減額の特例許可の有無について、特例許可が有る場合は「あり」を選択し、「雇用有」の内数(実人数)を記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。
- **平均賃金**・・・報告年度の前年度1年間(前年度の4月1日から3月31日まで)の平均賃金について、雇用型、非雇用型のそれぞれについて月額及び時間額を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- **生産活動収入(年間売上高)**・・・報告年度の前年度1年間(前年度の4月1日から3月31日まで)の生産活動収入(年間売上高)を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- **生産活動経費**・・・報告年度の前年度1年間(前年度の4月1日から3月31日まで)の生産活動経費を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合

入力をお願いする事項【必須】（2024年度）

② 新規開設事業所の報告時

- **賃金支払総額**・・・報告年度の前年度1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）の賃金支払総額を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- **平均労働時間**・・・報告年度の4月末時点における利用者の平均労働時間（時間）を記入してください。なお、新規開設事業所の報告時は、サービス提供開始時点の内容を記入してください。
- **就労継続支援A型における運営状況の評価（スコア）の公表の有無**・・・就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表について、公表している場合は「あり」を選択し、評価の結果の PDF ファイルを添付してください。

【就労継続支援 B 型】

サービス別の項目

① 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

主な生産活動の内容 (具体的な内容)	?	<input type="text"/>	
平均工賃 月額	?	<input type="text"/>	円
平均工賃 時間額	?	<input type="text"/>	円
生産活動収入（年間売上高）	?	<input type="text"/>	円
生産活動経費	?	<input type="text"/>	円
工賃支払総額	?	<input type="text"/>	円

退所者数

● サービス別の項目

- **主な生産活動の内容**・・・前ページを参照してください。
- **平均工賃**・・・報告年度の前年度1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）の平均工賃の月額及び時間額を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合
 - ② 新規開設事業所の報告時
- **生産活動収入（年間売上高）**・・・前ページを参照してください。
- **生産活動経費**・・・前ページを参照してください。
- **工賃支払総額**・・・報告年度の前年度1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）の工賃支払総額を記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。
 - ① 新規開設から1年未満の場合
 - ② 新規開設事業所の報告時

【就労定着支援】

サービス別の項目

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

過去3年の職場定着率（支援開始後）

支援開始後6月 定着者数	?	<input type="text"/>	人
支援開始後6月 定着率	?	<input type="text"/>	%
支援開始後1年 定着者数	?	<input type="text"/>	人
支援開始後1年 定着率	?	<input type="text"/>	%
支援開始後2年 定着者数	?	<input type="text"/>	人
支援開始後2年 定着率	?	<input type="text"/>	%
支援開始後3年 定着者数	?	<input type="text"/>	人
支援開始後3年 定着率	?	<input type="text"/>	%

● サービス別の項目

➤ 過去3年の職場定着者数(定着率)・・・過去3年の職場定着者数及び定着率について、4つの期間（支援開始後6月、支援開始後1年、支援開始後2年、支援開始後3年）ごとに記入してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、当該欄は「空欄」としてください。

- ① 報告年度の前年度など、年度の途中で新たに当該障害福祉サービスの提供を開始した場合
- ② 新規開設事業所の報告時

⑦ システムからの連絡先

今年度から新たに入力をお願いする項目

法人等に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/>	事業所等に関する事項 <input type="checkbox"/>	従業員に関する事項 <input type="checkbox"/>	サービス内容に関する事項 <input type="checkbox"/>
利用料に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/>	事業所運営に関する事項 <input type="checkbox"/>	システムからの連絡先 <input checked="" type="checkbox"/>	承認者へ申請する <input type="button"/>

システムからの連絡先

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

サービス担当者様名	?	<input type="text"/>
システムからの連絡用メールアドレス	?	<input type="text"/>

「システムからの連絡先」は、必ず入力してください。災害時情報共有システムの登録に必要です。

● システムからの連絡先

- サービス担当者様名
- システムからの連絡用メールアドレス・・・事業所ごとの個別のメールアドレスを入力して下さい。法人で1つの登録のメールアドレスとは別に「承認」「差戻し」などのメールが届きます。

③ 承認者へ申請する

法人等に関する事項 事業所等に関する事項 従業者に関する事項 サービス内容に関する事項

利用料に関する事項 事業所運営に関する事項 システムからの連絡先 承認者へ申請する

事業所詳細情報のカテゴリ別入力状況

⚠ 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。（回答不能な場合を除く。）

カテゴリ全体の入力状況

⚠ 任意項目に未入力箇所がありますが、必須項目への入力は完了しています。
【承認者へ申請する】ボタンが押下可能です。
ボタンを押下して、承認者へ承認申請を行ってください。

承認者へ申請する

カテゴリ別の入力状況

カテゴリ名称	入力状況
法人等に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 入力完了

- 事業所詳細情報のカテゴリ別入力状況

赤枠の表示があれば、オレンジ色の「承認者へ申請する」を押下して、承認申請が終了。

※ 「承認」「差戻し」のお知らせは、メールで行います。登録メールアドレス・連絡用メールアドレスでの状況確認をお願いします。

以上

障害福祉サービス事業所等における防災対策の徹底について

ページ番号：0000165007 更新日：2024年11月6日更新

社会福祉施設等の地震、集中豪雨等の自然災害に対する防災対策については、これまで、万全を期するようお願いしているところです。

各障害福祉サービス事業所等におかれましては、後記3-(1)「留意事項」を踏まえ、防災対策に万全を期するとともに、災害による被害発生時には、次により報告していただくようお願いします。

1 災害による被害発生時の報告方法

災害による被害発生時の状況	報告方法
(1) ①サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害 ②人的被害	ただちに、その被害状況について、障害自立支援課事業者指導係に電話（082-504-2841）していただくようお願いします。
(2) その他の被害（（1）以外）	「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（※）で登録された災害については、速やかに、当該システムにより被害状況を報告してください。 それ以外の災害については、「社会福祉施設等被害状況報告書」（後記2）により、障害自立支援課へ報告してください。

(※)

「緊急連絡先メールアドレス」の情報を更新されていない場合は、後記4-(1)「操作説明書」の手順に従い予め更新を行ってください。被害発生時に①障害福祉サービス等情報公表システムの「連絡用メールアドレス」及び②障害者支援施設等災害時情報共有システムの「緊急連絡先メールアドレス」のいずれも更新されていない場合は、後記2「社会福祉施設等被害状況報告書」により報告してください。

2 報告様式

 [社会福祉施設等被害状況報告書 \[Wordファイル/29KB\]](#)

【報告先】

広島市健康福祉局障害自立支援課 事業者指導係
メールアドレス：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

3 関係資料等

- (1) [PDF アイコン](#) [留意事項 \[PDFファイル/206KB\]](#)
- (2) [PDF アイコン](#) [リーフレット（施設の避難確保計画） \[PDFファイル/430KB\]](#)
- (3) [PDF アイコン](#) [非常災害対策計画と避難確保計画の比較 \[PDFファイル/369KB\]](#)
- (4) [PDF アイコン](#) [厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」
（平成30年10月19日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）](#)
- (5) [PDF アイコン](#) [厚生労働省事務連絡「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和6年11月6日改正） \[PDFファイル/263KB\]](#)

4 障害者支援施設等災害時情報共有システム

災害時情報共有システムとは、災害発生時に、施設・事業所の被災状況などを国・自治体が共有し、災害対応の業務を行うために構築されたシステムです。

- (1) [PDF アイコン](#) [障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け） \[PDFファイル/1.61MB\]](#)
- (2) [PDF アイコン](#) [リーフレット（障害者支援施設等災害時情報共有システム） \[PDFファイル/1.29MB\]](#)
- (3) [障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡版](#) <外部リンク>（ワムネット）

5 関連サイト

[災害時要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について](#)（広島市危機管理室）

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel : 082-504-2841 Fax : 082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



災害時情報共有システム

をご利用ください！



地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから
メールが届きますので
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録をした災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

特徴

①

メールが届いたら
URLをクリック！
IDやパスワードの
入力は不要です！
(すぐに報告できます！)

特徴

②

時間の経過で
変化する被災状況
について、
都度、最新状況の
登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！



【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で
すぐできる！

1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

災害発生 !!

地方自治体



施設の皆さまに
メールが届きます！

From: **s-saigai@wamnet.wam.go.jp**
Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

このアドレスから
メールが届きます！



送信されるメール例

〇〇事業所 ご担当者様

台風や地震などの
災害名が入ります。

〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

アクセスURL 〇〇施設 : <https://www.wam.go.jp/s-saigai/>

アクセスURLを
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

2 被災状況を報告します

被害なしの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していたら、報告する必要があります。

最終更新者 最終更新日時

実員: 人 + -

被害なし 被害あり

① 「被害なし」を
クリック

② 「登録」ボタンを
クリックし完了

被害ありの場合

障害者支援施設等災害時
情報共有システム

被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していたら、報告する必要があります。

最終更新者 最終更新日時

実員: 人 + -

被害なし 被害あり

人的被害の状況

被害有無

① 「被害あり」をクリックし、以下
に続く「人的被害の状況」などの
各項目に、状況を入力します。
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、
「登録」ボタンを
クリックし完了

※後から追加で報告
することも可能です
ので、その都度、
分かる範囲を報告
して下さい。

? 困ったときは・・・

①被災状況報告のメールを紛失したら？

→右記URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>)にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

②登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、施設情報更新申請用メールが受信できますのでメール記載のURLから所管自治体へ変更申請が可能です。



障害福祉サービス事業所等における事故等発生状況報告書について

ページ番号：0000262197 更新日：2023年9月6日更新

事業所内又はサービス提供中において、事故又は感染症が発生した場合には、事業所の責任の有無にかかわらず、直ちに利用者の家族および関係者に連絡を行うとともに、事故の状況、処置、経過、今後の対応ならびに改善策等を記録し、速やかに広島市障害自立支援課へ報告書の提出を行うようお願いします。

報告が必要な事故又は感染症については、主として次の通りです。

1 事故等によるケガ等によるもの

- 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- 重症事故（転倒・骨折事故等で医療機関が関わったもの）
- 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等）
- 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- 運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- その他特に報告の必要があると事業所が判断したもの

2 感染症の発生によるもの

- 利用者又は従業員の中でノロウイルス、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生

※以下に該当する場合のみ。

※共同生活援助、障害者支援施設又は障害児入所施設である場合は、「感染症発症状況記入表」も添付してください。

※区保健センターにも併せて連絡してください。

- 死亡者又は重篤な患者が週に2名以上発生した場合
- 有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と判断した場合

【報告書提出先】

障害自立支援課 事業者指導係

Eメールアドレス：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp FAX：082-504-2256

報告様式

 [事故等発生状況報告書 \[Wordファイル/18KB\]](#)

 [感染症発生状況報告書 \[Wordファイル/25KB\]](#)

 [感染症発症状況記入表 \[Excelファイル/18KB\]](#)

※共同生活援助、障害者支援施設 及び障害児入所施設で「感染症発生状況報告書」を提出する場合のみ添付

関連情報

 [社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について \[PDFファイル/107KB\]](#)

指定更新申請書（障害福祉サービス（訪問系サービス））・移動支援事業協定締結依頼（協定期間満了時）

ページ番号：0000018653 更新日：2025年1月10日更新

指定の更新

障害福祉サービスの指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。

指定更新の申請は、指定更新月の前々月末日までに行ってください。

なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの有効期限が異なる場合には、いずれかの指定の有効期限に合わせてすべての指定の更新を申請することも可能です。

（例）更新年月日が令和6年11月1日である場合、令和6年9月30日までに指定更新申請書一式を提出

ダウンロード

1. [セルフチェックシート \[Wordファイル/36KB\]](#)
2. [別添1（留意事項及び提出書類等チェック表） \[Wordファイル/67KB\]](#)
3. [指定更新申請書 \[Wordファイル/75KB\]](#)
4. [付表 \[Excelファイル/53KB\]](#)
5. [参考様式 \[Wordファイル/215KB\]](#)
6. [移動支援事業における協定締結依頼 \[Wordファイル/33KB\]](#)

※体制等に関する届出書一式は、以下のページからダウンロードしてください。

[介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式](#)

※移動支援事業の協定期間満了に伴う協定締結依頼に係る提出書類につきましても、上記書類を使用してください。

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel：082-504-2841 Fax：082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

指定更新申請書（障害福祉サービス（訪問系サービス除く）・障害者支援施設）

ページ番号：0000135237 更新日：2025年1月10日更新

指定の更新

障害福祉サービス等の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。

指定更新の申請は、指定更新月の前々月末日までに行ってください。

なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの有効期限が異なる場合には、いずれかの指定の有効期限に合わせてすべての指定の更新を申請することも可能です。

〔例〕更新年月日が令和6年1月1日である場合、令和6年9月30日までに指定更新申請書一式を提出

ダウンロード

1.  [セルフチェックシート \[Wordファイル/36KB\]](#)
2. [別添1（留意事項及び提出書類等チェック表）](#)
3.  [指定更新申請書及び付表 \[Excelファイル/430KB\]](#)
4.  [参考様式 \[Wordファイル/215KB\]](#)
5. [平均利用者数算定シート](#)

〔別添1（留意事項及び提出書類等チェック表）（サービス別）〕

-  [療養介護 \[Wordファイル/65KB\]](#)
-  [生活介護 \[Wordファイル/66KB\]](#)
-  [短期入所 \[Wordファイル/63KB\]](#)
-  [自立訓練（機能訓練） \[Wordファイル/67KB\]](#)
-  [自立訓練（生活訓練） \[Wordファイル/66KB\]](#)
-  [就労移行支援 \[Wordファイル/64KB\]](#)
-  [就労継続支援A型 \[Wordファイル/70KB\]](#)
-  [就労継続支援B型 \[Wordファイル/64KB\]](#)
-  [就労定着支援 \[Wordファイル/62KB\]](#)
-  [自立生活援助 \[Wordファイル/61KB\]](#)
-  [共同生活援助 \[Wordファイル/68KB\]](#)
-  [障害者支援施設 \[Wordファイル/70KB\]](#)

〔平均利用者数算定シート〕

-  [平均利用者数算定シート \[Excelファイル/55KB\]](#)
-  [平均利用者数及び平均障害支援区分算定シート（生活介護） \[Excelファイル/72KB\]](#)
-  [平均利用者数算定シート（共同生活援助） \[Excelファイル/62KB\]](#)
-  [平均利用者数算定シート（就労定着支援・自立生活援助） \[Excelファイル/56KB\]](#)
- （参考）  [従業者の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方 \[PDFファイル/96KB\]](#)

※体制等に関する届出書一式は、以下のページからダウンロードしてください。

[介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式](#)

指定更新申請書（障害児通所支援・障害児入所施設）

ページ番号：0000018851 更新日：2025年1月10日更新

指定の更新

障害児通所支援等の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。

指定更新の申請は、指定更新月の前々月末日までに行ってください。

なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの有効期限が異なる場合には、いずれかの指定の有効期限に合わせてすべての指定の更新を申請することも可能です。

〔例〕更新年月日が令和6年11月1日である場合、令和6年9月30日までに指定更新申請書一式を提出

ダウンロード

- [セルフチェックシート \[Wordファイル/37KB\]](#)
- [別添1（留意事項及び提出書類等チェック表）](#)
- [指定更新申請書及び付表 \[Excelファイル/125KB\]](#)
- [参考様式（障害児通所支援） \[Excelファイル/63KB\]](#)
- [参考様式1（障害児入所施設）\(78KB\)\(Word文書\)](#)
- [参考様式2（障害児入所施設） \[Excelファイル/55KB\]](#)

〔別添1（留意事項及び提出書類等チェック表）（サービス別）〕

- [児童発達支援センター \[Wordファイル/68KB\]](#)
- [児童発達支援（児童発達支援センターを除く） \[Wordファイル/64KB\]](#)
- [放課後等デイサービス \[Wordファイル/66KB\]](#)
- [居宅訪問型児童発達支援 \[Wordファイル/64KB\]](#)
- [保育所等訪問支援 \[Wordファイル/61KB\]](#)
- [障害児入所施設 \[Wordファイル/68KB\]](#)

※体制等に関する届出書一式は、以下のページからダウンロードしてください。

[介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式](#)

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎3階

Tel：082-504-2841 Fax：082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

指定更新申請書（特定・障害児相談支援事業、一般相談支援事業）

ページ番号：0000018852 更新日：2025年1月10日更新

指定の更新

相談支援事業の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。

指定更新の申請は、指定更新月の前々月末日までに行ってください。

なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの有効期限が異なる場合には、いずれかの指定の有効期限に合わせてすべての指定の更新を申請することも可能です。

〔例〕更新年月日が令和6年1月1日である場合、令和6年9月30日までに指定更新申請書一式を提出

ダウンロード

〔特定・障害児相談支援事業〕

1.  [セルフチェックシート\(特定・障害児\)\(36KB\)\(Word文書\)](#)
2.  [別添1（留意事項及び提出書類等チェック表） \[Wordファイル/62KB\]](#)
3.  [指定更新申請書及び付表\(特定・障害児\) \[Excelファイル/33KB\]](#)
4.  [参考様式\(特定・障害児\) \[Wordファイル/163KB\]](#)

〔一般相談支援事業〕

1.  [セルフチェックシート\(一般\)\(37KB\)\(Word文書\)](#)
2.  [別添1（留意事項及び提出書類等チェック表） \[Wordファイル/60KB\]](#)
3.  [指定更新申請書及び付表\(一般\) \[Excelファイル/76KB\]](#)
4.  [参考様式\(一般\) \[Wordファイル/157KB\]](#)

※体制等に関する届出書一式は、以下のページからダウンロードしてください。

[介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式](#)

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎3階
Tel：082-504-2841 Fax：082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

指定障害福祉サービス等の運営等に関する質問票

ページ番号：0000232024 更新日：2024年10月16日更新

指定障害福祉サービス等の運営等に関するご質問は、次の質問票によりご相談ください。

 [質問票 \[Excelファイル/65KB\]](#)

※電子メールまたはFAXで提出してください。

電子メール送付先：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp（障害自立支援課メールアドレス）

FAX送付先：082-504-2256

※電子メールによるお問い合わせの際、件名は、「質問票（サービス種別：項目）」としてください。

（例）「質問票（放課後等デイサービス：〇〇加算の取得要件について）」

【質問票によりお問い合わせいただくもの】

- ・人員配置等の指定基準
- ・加算等の報酬算定事務
- ・障害福祉サービス等の情報公表制度
- ・業務管理体制
- ・指定更新、変更届、体制届出
- ・補助金事務（施設整備事業を除く）

【電話によりお問い合わせいただくもの】

（質問票によりお問い合わせいただいても差し支えありません）

- ・運営指導事務
- ・補助金事務（施設整備事業に限る）や財産処分
- ・本市からの照会事務
- ・新規指定や定員の変更などに係る事前相談の日程調整
- ・自立支援係へのお問い合わせ（請求等）

なお、照会担当者が身体の障害等により電子メール、ファックス作成が困難な場合は、電話でお問い合わせください（お問い合わせ時に、その旨をお伝えください）。

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 事業者指導係
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎3階

Tel：082-504-2841 Fax：082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

障害福祉サービス等の運営等に関する質問票

質問者

質問日: 令和 年 月 日

法人名(必須)		事業所名(必須)	
事業所所在地(必須) (〇〇区〇〇町)		担当者名(必須)	
TEL番号(必須)		FAX番号	
メールアドレス			

質問区分(該当するものに〇をつけてください)(必須)

指定基準について	加算・減算について	各職種の資格要件について
変更届・体制届について	指定更新について	補助金について
その他()		

質問内容

サービス種別(必須)	
質問項目(必須)	
内容(必須)	
根拠通知・規程(必須)	

※ 運営に関する問い合わせの際は、事前に国発出の基準省令、報酬告示、各種通知や本市条例などの内容を確認してください。

- ・必要事項をご記載の上、原則電子メールでお問い合わせください。
送付先メールアドレス jiritsu@city.hiroshima.lg.jp (広島市障害自立支援課メールアドレス)
- ・メールの件名は、「質問票(サービス種別:質問項目)」としてください。
(例)「質問票(放課後等デイサービス:従業員の常勤配置要件について)」
- ・回答は原則電話で行います。
- ・質問は1枚につき1項目としてください。
- ・国に照会して回答する場合等があるので、回答までに時間を要する場合があります。
- ・広島市外の指定事業所についてのお問い合わせについては、各指定権者の自治体にお問い合わせください(移動支援などの地域活動支援事業については、例外があります)。

障害福祉サービス等の運営等に関する質問票

質問者

質問日: 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

法人名(必須)	株式会社○○	事業所名(必須)	ヘルパーステーション○○
事業所所在地(必須) (○○区○○町)	中区国泰寺町	担当者名(必須)	○○
TEL番号(必須)	082-○○○-○○○○	FAX番号	082-○○○-○○○○
メールアドレス	○○○○@○○○.jp		

質問区分(該当するものに○をつけてください)(必須)

指定基準について	<input type="radio"/>	加算・減算について	各職種の資格要件について
変更届・体制届について		指定更新について	補助金について
その他()			

質問内容

サービス種別(必須)	居宅介護等
質問項目(必須)	特定事業所加算の取得要件について
内容(必須)	特定事業所加算の要件ではサービス提供責任者が、サービス提供終了後に担当居宅介護従業者から適宜報告を受けることになっているが、深夜帯に支援が終わり、サービス提供責任者が対応できない場合、次のヘルパーへの引継ぎ及び指示については、ヘルパー間で行うことはできないか？
根拠通知・規程(必須)	厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・第1号)イ-(2)- <small>(二)</small>

※ 運営に関する問い合わせの際は、事前に国発出の基準省令、報酬告示、各種通知や本市条例などの内容を確認してください。

- ・必要事項をご記載の上、原則電子メールでお問い合わせください。
送付先メールアドレス jiritsu@city.hiroshima.lg.jp (広島市障害自立支援課メールアドレス)
- ・メールの件名は、「質問票(サービス種別:質問項目)」としてください。
(例)「質問票(放課後等デイサービス:従業者の常勤配置要件について)」
- ・回答は原則電話で行います。
- ・質問は1枚につき1項目としてください。
- ・国に照会して回答する場合等があるので、回答までに時間を要する場合があります。
- ・広島市外の指定事業所についてのお問い合わせについては、各指定権者の自治体にお問い合わせください(移動支援などの地域活動支援事業については、例外があります)。

利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書について

ページ番号：0000018442 更新日：2023年8月22日更新

利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を掲出しますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、この届出書の提出先は、障害自立支援課になります。

ダウンロード

-  [利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書（R5.8～）](#) [Excelファイル/50KB]

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 自立支援係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎3階

Tel：082-504-2148 Fax：082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

介護給付費等過誤申立書様式について

ページ番号：0000018642 更新日：2019年10月21日更新

介護給付費等申立書様式を掲出しますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、この届出書の提出先は、障害自立支援課になります。

※提出期限は**毎月26日（必着）**としています（26日が休みの場合は前日又は前々日が期限となります。）。

期限を過ぎて提出された場合は翌月の過誤処理となる可能性がございますのでご注意ください。

ダウンロード

-  [過誤申立書様式（エクセル版）\(38KB\)\(エクセル文書\)](#)
-  [過誤申立書様式（P D F 版）\(91KB\)\(PDF文書\)](#)

このページに関するお問合せ先

[健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課](#) 自立支援係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎3階

Tel : 082-504-2148 Fax : 082-504-2256

jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

過誤申立について

1. 様式について

「障害福祉サービス」「地域生活支援事業」とも、「過誤申立書（介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書）」を使用してください（次頁）。広島市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

（広島市HP→ページ番号「18642」または「介護給付費等過誤申立書様式について」で検索）

2. 過誤申立の方法

- ①過誤処理が必要となった場合には、「過誤申立書」を広島市健康福祉局障害自立支援課に提出してください。**（毎月26日を締め切りとします）**
- ②「過誤申立書」を提出した翌月に、再請求を行ってください。（取り下げのみの場合を除く）
再請求が遅れた場合は、過誤処理分の給付費を一旦全額返金していただくことになります。

【例】

	事業所	国保連合会	広島市
1月	サービス提供		
2月	1～10日請求	請求受付	
3月	審査結果・支払通知受取	支払決定	
	広島市に「過誤申立書」提出		「過誤申立書」受付
4月	1～10日 再請求 （取り下げのみの場合は不要）	過誤申立受付 再請求受付	前月26日までに受けた 過誤申立を国保連に送付
5月	支払（差額調整）	過誤処理決定 再請求分の支払い決定	

※ 過誤処理・再請求が可能となるのは、介護給付費の支払が決定された後です。

（請求月の翌々月以降）

（例）2月10日に1月提供分を請求後、すぐに誤りに気づき、2月中に過誤申立書を提出した場合でも、再請求は4月でないと行えません。（3月に再請求をしても、取下処理がまだ行われていないため、「該当の請求情報は既に支払確定済です」との内容により返戻となります）

※ 過誤処理が必要なのは、承認された請求のみです。

請求誤りにより返戻された請求については過誤申立ての必要はありません。

3. 過誤申立書の記入方法について

複数名の利用者の複数月の請求の過誤申立を行う場合は、**利用者ごと**に記入して下さい。

（提供月ごとに記入は行わないでください。） ※記入例参考

市町村名または福祉事務所名	広島市					
市町村番号または福祉事務所番号	3	4	1	0	0	8

〈記入例〉

令和 4年 3月 10日報告

過誤申立書 〈介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書（明細行）〉

事業者及びその事業者の名称	〇〇〇〇事業所	事業所番号	3	4	●	●	●	●	●	●	●	●
---------------	---------	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

下記のとおり等事業者請求分の介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書

〈注意〉事業所番号
複数の事業所番号をお持ちの場合は、
特に注意してください。

過誤申請対象となる介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書（明細行）の情報の報

サービス提供年月	受給者証番号	支給決定障害者（保護者）氏名	支給決定に係る児童氏名	過誤申立事由
令和 3年 10月分	0 0 2 × × × × × × × ×	広島 太郎		請求誤りによる取下
令和 3年 11月分	0 0 2 × × × × × × × ×	広島 太郎		
令和 3年 12月分	0 0 2 × × × × × × × ×	広島 太郎		
令和 3年 10月分	0 0 2 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	国泰寺 花子	国泰寺 次郎	
令和 3年 11月分	0 0 2 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	国泰寺 花子	国泰寺 次郎	
令和 3年 12月分	0 0 2 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲	国泰寺 花子	国泰寺 次郎	請求誤りによる取下
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				
令和 年 月分				

※ 利用者ごとに
続けて記入してください。

〈注意〉受給者番号
きょうだいでサービスを御利用の場合
は、特に注意してください。